

令和2年度

包括外部監査結果報告書

本庁庁舎の維持管理に関する財務事務の執行について

令和2年12月

神奈川県包括外部監査人
税理士 鵜藤 俊英

目 次

第1部 令和2年度包括外部監査の概要	1
第1章 包括外部監査の概要	1
第2章 包括外部監査の基本方針及び結果について	3
第2部 令和2年度包括外部監査の内容	5
第1章 庁舎管理課における本庁庁舎の維持管理	5
1 庁舎管理課の組織、分掌事務及び予算執行状況	5
2 第二分庁舎他設備保守管理業務委託	10
3 本庁庁舎電話交換設備保守点検委託	18
4 空調用送風機等整備工事	19
5 新庁舎駐車場管制設備保守点検委託	20
6 本庁舎ライトアップ照明改修工事	23
7 本庁舎等警備業務委託	26
8 本庁舎清掃業務委託	29
9 新庁舎（6階～屋上階まで）清掃業務	33
10 第二分庁舎清掃業務	35
11 本庁舎産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処分業務委託	36
12 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬処分委託	37
13 昇降機保守点検委託	38
14 正庁のスタッピングアームチェア・絨毯ほかの買入	41
15 非常用発電設備点検業務	44
16 自動ドア保守点検委託	46
17 空調自動制御装置保守点検委託	48
18 庁舎非常警報設備等点検業務	49
19 新庁舎他設備保守管理業務委託	50
20 備品の管理について	53
21 再委託がある場合に関する意見	57
22 印紙税と契約書との関係に関する意見	61

23	庁舎維持管理費負担金収入	66
24	消費税法改正に伴う契約書の課題について	68
第2章	施設整備課における本庁庁舎の維持管理	71
1	施設整備課の組織、分掌事務及び予算執行状況	71
2	分庁舎新築工事工事監理業務委託	75
3	本庁舎5階財産経営課分室パーテーション新設工事	78
4	議員控室改修工事	83
5	タクシーチケットの保有と管理	88
	【補足～所感として】	91
1	施設整備課の分掌事務と本庁庁舎の維持管理に関する財務事務との関係	91
2	工事結果報告書の添付書類	91
3	県有施設長寿命化対策費による計画修繕工事	92
4	県有財産各所営繕費における修繕工事	92
5	県有建築物等定期点検業務委託	92
6	負担金収入	93

本報告書における記載内容等の注意事項

1 端数処理

報告書にある金額の表示は、原則として単位未満切り捨てのため、表中等の総額の内訳が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明瞭な場合もある。

2 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として神奈川県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。予算額としては、特段の断りのない限り最終予算額（予算現額）を示している。決算額は、会計システム上の決算データだが、細事業内での報酬・共済費・報償費の割り振りにおいて、会計システムの都合上、実際の決算額と異なる場合がある。

報告書の数値等のうち、神奈川県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表記したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3 「指摘事項」及び「意見」の区分

本報告書では、監査の結論を「指摘事項」と「意見」に分けて記載している。

「指摘事項」は、地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 5 項に規定される「監査の結果に関する報告」として提出するものであり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」は、法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見として提出する」もので、法第 252 条の 37 第 1 項に規定される、法第 2 条第 14 項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようようにしなければならない。」並びに第 15 項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定される地方自治体が達成すべき趣旨、いわゆる経済性・効率性・有効性の観点から監査した結果、「指摘事項」に次いで改善を要望するも

のである。

第1部 令和2年度包括外部監査の概要

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する神奈川県との包括外部監査契約に基づく監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

本庁庁舎の維持管理に関する財務事務の執行について

3 外部監査対象期間

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）を基本とする。

ただし、より効果的な監査を実施するために監査人が必要と認めた場合、これに直接的間接的に関連する平成30年度以前及び令和2年度の執行分を含めて監査を行い、そこで発見された問題点があれば明示する。

4 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成26年5月23日付総務大臣通知「今後の地方公会計の整備促進について」によれば、原則として平成27年度からの3年間ですべての地方公共団体において、複式簿記の導入と固定資産台帳の整備が求められた。

総務省のこのような通知の目的は、地方公会計において公有財産管理を重要視するものであると考えられる。

神奈川県が所有する公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。

普通財産は、経済的価値の発揮を目的とし、例えば貸付などに供されるものである。

それに対し行政財産は、普通財産とは目的を異にし、もっぱら公共の利益に即するものとして認識されている。さらに行政財産は、公用財産と公共用財産に分類される。公共用財産は、例えば県民が共同利用する財産とされ、公用財産は、県が直接使用する財産である。

県民の立場に立った時、普通財産はその利用が客観的に把握しやすいと考えられる。また、公共用財産も県民が直接接触する場があり、同じく客観的に把握しやすいと考えられる。それに対し、公用財産はその利用の効果について県民の立場からは直接的に把握しづらく、県の税の投入の効果は見えづらいと思われる。

そこで、神奈川県はの公用財産のうち、本庁庁舎にスポットをあて、その維持管理に関する財務事務が、県民が付託した税を適正に効率よく執行されているかについて、監査対象とした。税の専門家たる税理士からの報告は、県民の関心も高いものと考えられる。

厳しい財政が続く中で、本庁庁舎の維持管理に関する施策が効果的かつ効率的に執行されているかを合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から監査することは県民にとって有意義であると考え、テーマとして選定した。

5 外部監査の実施期間

令和2年6月25日から令和2年12月22日まで

6 監査対象部署

総務局財産経営部庁舎管理課及び施設整備課を監査対象部署とし、その事務事業のうち本庁庁舎の維持管理に関する部分とした。

7 監査従事者

包括外部監査人	税理士	鵜藤 俊英
監査補助者	税理士	板倉 幸子
	税理士・公認会計士	大田和 俊彦
	税理士	加藤 吉巳
	税理士	田中 友里子
	税理士	徳永 宣明
	税理士・公認会計士	名手 芳隆
	税理士	船渡川 礼子
	税理士	宮澤 泰之
	税理士	守屋 和徳
	税理士・公認会計士	柳原 匠巳
	税理士	吉田 歌純

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の基本方針及び結果について

1 外部監査の基本方針

外部監査制度が地方自治体に創設された背景としては、一部の地方公共団体で不適正経理処理等に対して、監査機能の専門化・独立性の強化や、住民からの信頼の向上を目的として、地方自治法の改正に至っているとされている。それらの背景に鑑み、県が施策する具体的な財務事務の執行について、その適正性、有効性等の点から監査することが求められている。さらに、県民という納税者の視点に立ち、県の財政の主な財源である税の使い方に対して深く検証することも包括外部監査に求められていると考えるのが、その背景から考えれば当然である。

県が策定した予算は、当該年度における県の提供する行政サービスのグランドデザインとも言えるものである。理想を言えば、その行政サービスに関わるすべての県民及び本県に関わる人たちが等しく受けられるサービスでなければならないものである。したがって、その目的のために定められたルールに基づき、適正に提供されなければならない。しかし、現実においてはルールを逸脱することもあり、またルールの趣旨・目的を読み間違えて提供してしまうケースも出てくることもある。あるいは、ルールに則り適正に提供されたものでも、その効果の波及において考えるべき内容を含むこともある。

それらの諸問題から発生する「税の無駄遣い」は、行政サービスを当然に受けている県民等からすると、時として、気が付かない可能性もある。

外部監査人は、それらの行政サービス提供の効果を、県民等に代わり中立な立場で、的確に判断・評価をしなければならない役割を担っている。

2 合規性の監査

前述のとおり包括外部監査の意義は、不適正経理の発見にあることから、法規等に準拠していない財務事務を発見し、その措置の必要性を報告することにある。すなわち、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定に違反しているか、著しく適切さを欠く（形式的には合法であっても実質的違法な執行及び管理）と判断されたものは、「指摘事項」として報告書に記載した。

3 経済性・効率性・有効性の監査

包括外部監査人は、地方自治法第252条の37において、同法第2条第14項・第15項に照らし、最小の経費で最大の効果をもたらすような監査に努めなければならない

使命を負っている。会計の専門家の視点を有し、且つ一民間人の視点を持ちながら、税の専門家としての視点で所謂「税の無駄遣い」についても監査することが、県民から期待されている。すなわち、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものは、「意見」として報告書に記載した。

4 結果について

監査の対象とした部局の「結果」としての指摘事項の数及び意見の数を一覧の表にした。

局 部 名	課 名	指摘事項数	意見数
総務局財産経営部	庁舎管理課	2	40
同上	施設整備課	2	4
合計		4	44

第2部 令和2年度包括外部監査の内容

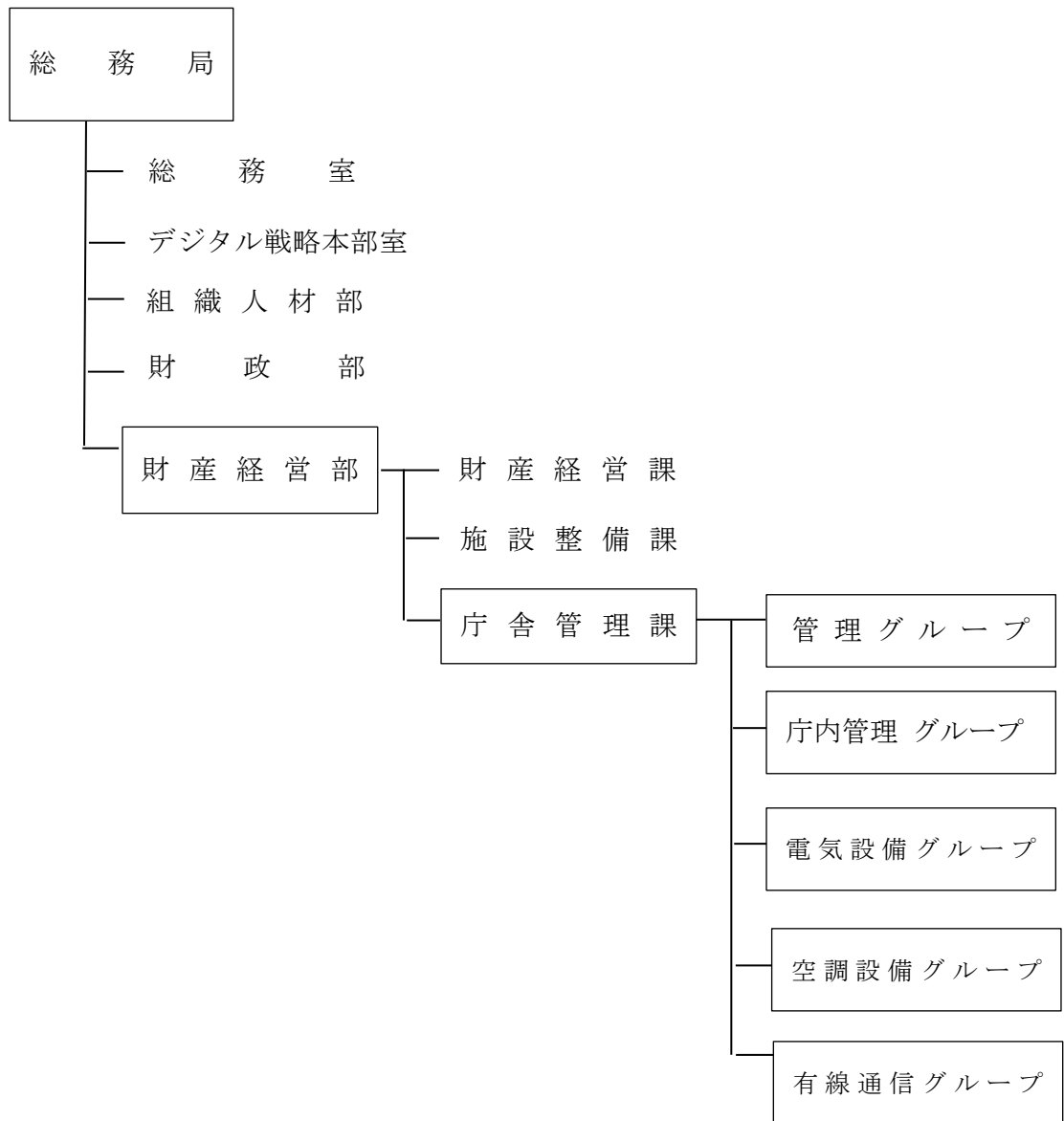
第1章 庁舎管理課における本庁庁舎の維持管理

1 庁舎管理課の組織、分掌事務及び予算執行状況

(1) 概況

年月	内容
昭和49年8月	本庁庁舎の適切な維持管理並びに本庁及び出先機関等の電気・自営有線通信・総合無線通信等各種施設の増加と運用の多様化に的確に対処するため、出納局総務課から、これら関連係を分離し、管財係、電気第一係、電気第二係、有線通信第一係、有線通信第二係及び無線通信係の6係をもって施設課が新設された。
昭和54年6月	行政組織規則の一部改正により、管財係を管財班に改めた。
平成11年6月	行政組織規則の一部改正により、出納局施設課から総務部庁舎管理課に改めるとともに、出納局総務課の庁内管理班、車両班が移管され9班となり、さらに管財班を管理班に改めた。
平成16年4月	行政組織規則の一部改正により、車両班を廃止し、庁内管理班に統合した。
平成20年4月	行政組織規則の一部改正により、弱電設備班を廃止し、有線通信班に統合するとともに、無線通信班を安全防災局危機管理対策課に移管した。
平成22年4月	行政組織規則の一部改正により、電気設備グループ、空調設備グループ、有線通信グループをもって総務局施設財産部設備管理課に新設した。
平成25年4月	行政組織規則の一部改正により、施設財産部庁舎管理課から財産経営部庁舎課及び設備管理課に改めた。
平成26年4月	行政組織規則の一部改正により、横浜合同庁舎の管理が新たに移管された。
平成28年4月	行政組織規則の一部改正により、庁舎課と設備管理課を統合し、庁舎管理課とした。

(2) 組織 (令和2年11月1日現在)



(3) 職員の配置状況及び分掌事務

庁舎管理課の分掌事務は、本庁庁舎の建物の維持管理、庁内の管理、庁舎の有効活用、庁用自動車の運営管理の統轄及び供用自動車の運行管理、庁舎内の電気・空調・有線通信設備等の維持管理、出先機関等の自営構内交換設備等の技術基準の維持である。

(令和2年10月1日現在)

組織 (長の職名)	分 掌 事 務	職 員 数						計
		事務職員	技術職員	技能職員	臨時的任用職員	再任用職員	会計年度任用職員	
庁舎管理課長	課の総括に関すること。	1						1
副課長	課長の事務代理に関すること。	1						1
管理グループリーダー	(管理グループ) 本庁庁舎及び他課の主管に属しない建物等の維持管理に関すること。	5		2		1	15	23
庁内管理グループリーダー	(庁内管理グループ) 1 庁内の案内及び取締りに関すること。 2 車両の調達、整備、配車等の統轄管理及び安全運転管理の指導に関すること。 3 自動車保険の契約に関すること。 4 庁舎の活性化に関すること。	12		4	4	4	4	28
電気設備グループリーダー	(電気設備グループ) 本庁庁舎の電気設備の維持管理に関すること。		6				1	7
空調設備グループリーダー	(空調設備グループ) 本庁庁舎の空調、給排水及び給湯設備の維持管理に関すること。		6				1	7
有線通信グループリーダー	(有線通信グループ) 本庁庁舎の有線通信設備等の維持管理、出先機関の自営構内交換設備の維持に関すること。		6				1	7
合 計		19	18	6	4	5	22	74

(4) 令和元年度予算執行状況

ア 歳入

(ア) 歳入統括表

(単位:円)

科目(款)	当初予算額	調定額	収入済額
使用料及び手数料	13,473,000	14,183,584	14,183,584
国庫支出金	0	0	0
財産収入	32,812,000	35,974,642	35,974,642
寄附金	160,000	80,005	80,005
諸収入	40,785,000	41,856,330	41,590,110
計	87,230,000	92,094,561	91,828,341

イ 歳出

(ア) 歳出総括表

(単位:円)

科目 (款)	(再配当に係る 支出計画額) 予算現額	(再配当に係る 支出計画額) 支出済額	(再配当に係る 支出計画額) 翌年度繰越額	(再配当に係る 支出計画額) 不用額
総務費	(4,070,114) 1,191,959,000	(4,070,114) 1,063,940,436	(0) 64,883,000	(0) 63,135,564

(イ) 他課からの再配当に係る支出計画による執行分

(単位:円)

科目 (款)	再配当に係る 支出計画額	支出済額	備 考
1 一般会計			
諸会費	27,126	27,126	電話代
総務費	153,161,106	153,161,106	非常勤職員報酬、改修工事他
民生費	9,422,573	9,422,573	電話代
衛生費	8,521,767	8,521,767	電話代
労働費	2,523,772	2,523,772	電話代
農林水産費	4,187,255	4,187,255	電話代
商工費	38,264	38,264	保険料他
土木費	14,355,802	14,355,802	電話代
教育費	55,467,207	55,467,207	電話代
環境費	6,994,942	6,994,942	電話代
2 市町村自治振興事業会計			
市町村自治振興事業費	318,000	318,000	電話代
3 流域下水道事業会計			
流域下水道事業費	1,265,000	1,265,000	電話代
4 水源環境保全・再生事業会計			
水源環境保全・再生事業費	541,775	541,775	電話代

(5) 事務事業の実施状況

事務事業		内容
ア	本庁庁舎等の維持管理に関すること。	本庁庁舎（本庁舎、新庁舎（エネルギーセンター棟含む。）及び第二分庁舎をいう。）及び横浜合同庁舎等合計 17 棟の建物の適正な維持管理と効率的な運用を行うことにより、職員の執務環境の向上に努めた。
イ	庁内の管理に関すること。	本庁庁舎等における県政用務の円滑かつ適正な執行を確保するため、庁内管理規則に基づく庁内の使用規制、秩序の維持、衛生管理及び防火管理の徹底に努めた。
ウ	庁用自動車の運営管理の統轄及び供用自動車の運行・管理に関すること。	庁用自動車の運営管理については、神奈川県庁用自動車等運営管理要綱に基づく統轄管理を行うとともに、本庁及び出先機関車両の自動車保険の付保、自動車重量税の納付等の事務を行い、適正な管理に努めた。また、供用自動車の運行にあたっては、普通及び小型乗用自動車、マイクロバス、小型貨物自動車の各種車両及びタクシー等の借上げ車両により、各室課の依頼に応じ効率的な配車を行うとともに、安全運転の徹底に努めた。
エ	本庁庁舎等の電気、昇降機、空調及び給排水の維持管理に関すること。	受変電、自家発電等の電気設備、昇降機設備、空調もしくは冷暖房設備及び給排水設備については、本庁庁舎及び横浜合同庁舎の庁舎諸設備の操作及び点検整備を行い機能保持に努めた。
オ	本庁庁舎等の有線通信及び弱電設備の維持管理に関すること。	有線通信設備については、IP 電話交換機の機能保持に努めるとともに、本庁庁舎及び借上げビルの県庁内線電話機の維持管理に努めた。 また、弱電設備については、庁内放送設備、登退庁表示設備、テレビ共聴設備等及び議場関係の弱電設備の機能保持に努めた。

カ	出先機関における自営構内交換設備の技術基準の維持に関すること。	出先機関における自営構内交換設備について、63箇所の巡回点検を行い、有線電気通信法に基づく技術基準の維持に努めた。
---	---------------------------------	---

2 第二分庁舎他設備保守管理業務委託

(1) 事業の概要

ア 目的

第二分庁舎及び新庁舎エネルギーセンター棟（以下「第二分庁舎他」という。）等の建築設備等の劣化及び不具合の状況を把握し、所定の性能と機能の維持を図り、事故・故障等を未然に防止することを目的としている。

イ 概要

第二分庁舎他設備保守管理業務委託に関する概要は、次のとおりである。

委託先	株式会社A社
委託概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第二分庁舎防災センター及び新庁舎エネルギーセンター棟中央監視室における諸設備の監視及び運転業務、並びに諸設備の巡視点検 ・電気設備の特別高圧受電盤から低圧の電灯、コンセントに至る設備全般の巡視点検等 ・空調機、熱電源設備、ポンプ及びそれらに付帯する機械設備の運転、点検、調整及び清掃等 ・空気熱源ヒートポンプユニット等及びそれらに付帯する設備の機能維持による保守及び点検 ・各設備の運転状況の確認及び障害時の初期対応等
設計額	94,813,200円（うち、消費税及び地方消費税7,023,200円）
契約額	当初契約額86,184,000円（うち、消費税及び地方消費税6,384,000円） 変更後86,979,120円（うち、消費税及び地方消費税7,179,120円）
契約額／設計額	91.7%
落札率	90.8%
契約方式	一般競争入札
入札参加者	18者

(2) 監査の内容

ア 契約保証金についての検討

(ア) 委託業務標準契約書における契約保証金の記載

神奈川県が業務委託先との間で締結する契約書は、「委託業務標準契約書例（以下「標準様式」という。）」として予め標準の様式が決められており、契約保証金については、標準様式の中で「神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 28 条第 6 号により免除」と記載されている。

(イ) 契約保証金についての考え方

契約保証金については、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項において、次のように定めている。

【地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項】

(契約保証金)

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

地方自治法施行令の定めを受け、神奈川県では神奈川県財務規則の運用について第 23 条関係第 3 項第 4 号及び神奈川県財務規則第 25 条において、次のように定めている。

【神奈川県財務規則の運用について第 23 条関係第 3 項第 4 号】

(契約書の作成) 関係

契約保証金 県が契約しようとするときに相手方から徴するものであるが、これは契約の完全な履行を確保し、万一不履行の場合には、県の受ける損害の賠償を容易にしようとすることを目的とするものである。

【神奈川県財務規則第 25 条】

(保証金)

入札執行伺の決裁権限を有する者（以下「入札執行権者」という。）又は支出負担行為に係る伺の決裁権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、競争入札に参加する者又は県と契約を締結する者に、次の各号に掲げる保証金ごとに当該各号に掲げる金額の保証金を納付させなければならない。

(1) (省略)

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額

このとおり、地方公共団体は、契約を締結するにあたっては、契約の相手方に契約保証金を納めさせるのが原則である。しかし、契約保証金を納めさせる趣旨が、契約の履行をより一層確実に履行させることを担保することであり、この趣旨に反しない限り、契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする 것도差し支えないとされている。神奈川県では、神奈川県財務規則第 28 条において、契約保証金の免除について次のように定めている。

【神奈川県財務規則第 28 条】

(契約保証金の納付の免除)

第 25 条の規定にかかわらず、契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 政令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う場合において売却代金が即納されるとき。

(6) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

神奈川県財務規則第 28 条第 1 号から第 6 号を満たせば契約保証金の全部又は一部を免除することができる」とされている。

(ウ) 検討

神奈川県が業務委託先と委託契約を締結する場合において、神奈川県財務規則第 28 条第 1 号から第 6 号を個別に検討したうえで契約保証金を免除しているか否かを県の総務局総務室に確認したところ、総務局の委託契約については契約保証金を免除しているケースがほとんどであるとのことであった。

契約保証金の全部又は一部を免除するか否かは、契約の相手方が決定した後、神奈川県財務規則第 28 条第 1 号から第 6 号のいずれかに該当するか否かを検討したうえで決定しているのであるから、予め標準様式の中で契約保証金を免除する旨を記載すべきではない。予め標準様式の中で契約保証金を免除する旨を記載することで、委託契約締結の際、本来徴すべき契約保証金を納付させることができなくなる可能性も存在する。

そのため、契約保証金の全部又は一部を免除するか否かについては、標準様式に予め記載するのではなく、神奈川県財務規則第 28 条第 1 号から第 6 号の各項目を検証した後に契約保証金の全部又は一部を免除するか否かを記載することを要望する。

イ 労働関係法規の遵守の検討

(ア) 委託契約書上の労働関係法規の遵守についての取扱い

神奈川県財務規則等において、受注者の労働関係法規の遵守に関する明確な規程は存在しないが、業務委託契約書において次のように記載されている。

(労働関係法規の遵守)

第 8 条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(イ) 労働関係法規の遵守状況の検討

a 労働関係法規の遵守状況の確認について

会社が守るべき労務に関する法律分野は労働基準法や最低賃金法など種々様々である。また、近年、労働契約法の施行やパートタイム労働法の改正など会社が遵守しなければならない法律は増え続けている。この状況からしても会社における労務コンプライアンスは益々その必要性に迫られている。受注者は、自社の労務コンプライアンスを遵守することは当然であり、発注者たる神奈川県としても、県の委託業務における受注者の労務コンプライアンス遵守状況を把握することは必要である。

第二分庁舎他設備保守管理業務委託において、どのように受注者の労働関係法規の遵守状況を確認しているかを質問したところ、受検課からは、業務委託契約書第8条第1項における労働条件等の検証や、労働関係法規の遵守状況の把握までは行っていないとの回答であった。

b 遵守状況報告書の提出状況について

業務委託契約書第8条第2項前段において、受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならないと規定されている。また、同後段において、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができると規定されている。この点、前段の「発注者が求める場合」、後段の「必要に応じ」に関して、どのような場合を想定しているか質問したところ、労働者から労務に関する情報があった場合など、最低賃金や長時間労働、労働保険加入状況などの項目について県として確認する必要がある場合との回答があった。

c 労働関係法規の遵守状況の検討結果

現状においては、労働者から労務に関する情報等はなく、県として受注者の労働関係法規の遵守状況を確認する状況にはないとのことであるが、これでは業務委託契約書第8条第2項の実効性は乏しいと思われる。

そこで、業務委託契約を締結した場合においては、契約書第8条第2項の実効性を確保するため、現場視察、受注者等への質問や作業日報の閲覧等から労務に関する情報を入手し、労働関係法規の遵守について心証を得ると共に、契約書第8条第2項にある労働関係法規の遵守状況報告書入手の必要性について検討し記録に残すことを要望する。

ウ 経費の負担について

(ア) 物品管理及び経費の負担についての問題

第二分庁舎他設備保守管理業務委託では、契約書及び仕様書において、次のとおり、経費の負担についての定めを置いている。

(経費の負担)

第15条 設備の保守、運転に必要な備品、工具等、発注者が所有するものについては貸与する。

2 業務に使用する電気、ガス、水道に係る経費は発注者の負担とし、受注者はその使用に当たり極力節約するとともに効率的に使用しなければならない。

3 受注者が負担する経費は、仕様書に定めるとおりとする。

仕様書 11 発注者及び受注者の経費区分

(1) (省略)

(2) 業務に必要な消耗部品又は材料等は受注者の負担とする。ただし、保守に用いる次の消耗品、付属品等は、別に定めがある場合を除き発注者の負担とする。

ア ランプ類 (照明用ランプ、表示灯を含む)

イ ヒューズ類

(以下省略)

(イ) 経費の負担状況についての検証

物品管理は、企業や官公庁などの組織において、組織が保有する個々の物品の所在や状態、利用状況などを把握し、より効果的に運用・利用するための業務である。物品管理を行うことにより、組織が保有する資産である物品を各人がより効率的に活用でき、業務のパフォーマンスを上げ、無駄な出費を減らすことができる。また、物品の状態を適時に把握できるようになるため、物品の返却忘れや紛失を防ぐことができ、メンテナンスや再購入、廃棄などの決断もより迅速に行うことができる。

第二分庁舎他設備保守管理業務委託契約書第15条及び仕様書11にもあるとおり、業務に必要な物品を発注者が貸与するケースも定めているが、現状、発注者側である神奈川県では物品管理のための管理台帳等は作成していない。この点、物品管理のための管理台帳等を作成していない理由を質問したところ、過去に庁舎管理課が仕様書に記載のある設備の保守、運転に必要な備品、工具等、発注者が所有するもの (以下

「備品、工具等」という。)の貸与をした事実はなく、備品、工具等に係る管理台帳の作成はこれまで不要であったとの回答であった。

現状、受注者から備品、工具等の貸与についての要求がないため、当該備品、工具等についての管理台帳は存在しないとのことであるが、契約書及び仕様書において、備品、工具等を発注者が貸与する場合があることが明示されているのであるから、備品、工具等を管理するための管理台帳を作成することで、必要な時にタイムリーに物品管理を適切に行うことが望ましい。なお、備品、工具等の貸与がないのであれば、管理台帳上も「貸与なし」との記載をすることで当該業務の状況を明示することが望ましい。

エ 日報及び月報の管理状況についての検討

(ア) 日報及び月報の提出について

第二分庁舎他設備保守管理業務委託においては、仕様書記載のとおり、発注者は受注者に対し、日次で「第二分庁舎及び新庁舎エネルギーセンター棟 設備保守管理日報」、月次で「第二分庁舎他 設備保守管理業務委託 点検報告書」の提出を求めている。

(イ) 日報及び月報の管理状況についての検討

発注者は受注者に対して日次及び月次で報告書の提出を求めており、発注者は日次及び月次で当該報告書の内容を検証し、検証したことの証跡として、報告書に確認印を押印している。報告書における担当者の確認印の押印状況を確認したところ、担当者、主任、副課長、課長の押印がない報告書が散見された。担当者等による確認印がない報告書が散見されている理由について質問したところ、大きく分けて、①確認はしたが、押印漏れがある場合、②休暇等の理由により確認していない場合があるとの回答であった。

庁舎管理課の上席者及び担当者が受注者からの日次及び月次での報告書を確認することにより、当該委託業務における問題事項を早期に発見できるのであるから、漏れなく確実に上席者及び担当者に報告書を回付する必要がある。また、当該報告書に押印の証跡を残すことは自身で確認したことの証拠であるから、確認したのであれば、忘れることなく押印の証跡を残すことが望ましい。さらに、上席者及び担当者が休暇等により押印の証跡を残すことができないのはやむを得ない事情ではあるが、当該担当者の欄を空欄にしておくこと確認をしていないとの誤解を招くおそれがあるため、休

暇等のやむを得ない事情であるならば、担当者が後日出勤日に押印するか当日別の担当者が押印するといった対応をすることが望ましい。また、内部統制の観点から、これらを課内の規程に織り込むことが望ましい。

(3) 指摘事項及び意見

(意見1) 契約書の標準様式の適正化について

契約保証金の全部又は一部を免除するか否かについては、神奈川県財務規則における契約保証金免除の要件を充足するか否かを検討した後に決定しているものであるから、契約書の標準様式を改訂することを要望する。また、神奈川県財務規則における契約保証金免除の要件を充足するか否かについての検討過程及び検討結果を文書として保管することを要望する。

(他の契約においても同様である。)

(意見2) 労働関係法規の遵守状況の確認について

業務委託契約を締結した場合においては、契約書第8条第2項の実効性を確保するため、現場視察、受注者等への質問や作業日報の閲覧等から労務に関する情報を入手し、労働関係法規の遵守について心証を得ると共に、契約書第8条第2項にあるように、県の委託業務における労働関係法規の遵守状況報告書入手の必要性について検討し記録に残すことを要望する。

(他の契約においても同様である。)

(意見3) 経費の負担に係る管理台帳の作成について

備品、工具等を発注者が貸与する場合があることが契約書上明示されているため、現状発注者による貸与の実績がなくとも、今後に備えて備品、工具等を管理するための管理台帳を作成しておくことを要望する。

(意見4) 日報及び月報の確認プロセスの適正化について

上席者及び担当者は、日報及び月報を確認後漏れなく押印の証跡を残すことを要望する。また、上席者及び担当者が休暇等やむを得ない事情がある場合には、担当者が後日出勤日に押印するか当日別の担当者が押印するといった対応をすることを要望する。さらに、内部統制の観点から、これらを課内の規程に織り込むことを要望する。

3 本庁庁舎電話交換設備保守点検委託

(1) 事業の概要

ア 目的

神奈川県本庁庁舎用に設置されている電話交換設備が、その機能を常に最良の状態
で維持し、設備の円滑な運用を図れるよう保守点検を実施することを目的とする。

イ 概要

本庁庁舎電話交換設備保守点検委託に関する概要は、次のとおりである。

委託先	A株式会社
委託概要	I P 交換機、D H C P サーバ蓄電池等の機器及びその付属品で構成 される電話交換設備
設計額	15,141,600 円（うち、消費税及び地方消費税 1,121,600 円）
契約額	14,817,600 円（うち、消費税及び地方消費税 1,097,600 円）
契約額／設計額	97.8%
落札率	97.8%
契約方式	一般競争入札
入札参加者	1 者

(2) 監査の内容

ア 入札参加要件についての検討

一般競争入札は、競争入札のうち入札情報を公告して広く参加申込みを募り、希望
者同士で競争に付して契約者を決める方式である。一般競争入札の場合、地域要件を
設けずに広く参加申込みを募るのが原則である。

県では一般競争入札を行う場合には、応札者が 15 者程度になるように入札参加者要
件を設定している。この設定は、システムに登録されている事業者が多数存在する場
合には、地域を限定することにより、応札可能性がある事業者を少なくする方法で行
われている。当業務委託に係る地域要件は、横浜市内に本社又は支店がある事業者に
設定されており、15 者程度の参加を想定したが、結果として入札参加者は上記 1 者の
みであった。

一般競争入札を行うことの趣旨は、複数者が参加することにより、競争性を確保し
てより経済的な契約締結を目指すことにある。そのため、当業務委託において、地域

要件を設定した目的は達成されず、応札者が1者にとどまった結果を慎重に分析し、地域要件の緩和、仕様書や委託業務範囲の再検討も含め、想定する15者程度が入札に参加できるような措置を取ることが望ましい。

(3) 指摘事項及び意見

(意見5) 一般競争入札における競争性の確保について

応札者が1者にとどまった結果を慎重に分析し、地域要件の緩和、仕様書や委託業務範囲の再検討も含め、想定する15者程度が入札に参加できるような措置を取ることがを要望する。

4 空調用送風機等整備工事

(1) 事業の概要

ア 目的

空調用送風機等について、予防保全の観点から部品交換等を行い、経年劣化による故障の予防と設備の長寿命化を図る。また、執務環境の改善を図るため、空調用設備の整備を行う。

イ 概要

空調用送風機等整備工事に関する概要は、次のとおりである。

工事業者	A株式会社
工事概要	空調用送風機等について、予防保全の観点から部品交換等を行い、経年劣化による故障の予防と設備の長寿命化を図る。また、執務環境の改善を図るため、空調用設備の整備を行う。
設計額	11,000,000円（うち、消費税及び地方消費税1,000,000円）
契約額	10,780,000円（うち、消費税及び地方消費税980,000円）
契約額／設計額	98%
落札率	98%
契約方式	一般競争入札
入札参加者	1者

(2) 監査の内容

ア 入札の状況について

(ア) 入札参加要件についての検討

当業務委託の応札要件は次のとおり（一部抜粋）である。

知事が認定した等級 格付及び所在地等	・ Cランク ・ 横浜市内に本店又は支店、営業所を有する者
完成工事高	「工種」に係る経営事項審査の完成工事高が 550 万円以上あること

内容は、「3 本庁庁舎電話交換設備保守点検委託」と同様である。

(3) 指摘事項及び意見

(意見6) 一般競争入札における競争性の確保について

以下、「3 本庁庁舎電話交換設備保守点検委託（意見5）」と同様である。

5 新庁舎駐車場管制設備保守点検委託

(1) 事業の概要

ア 目的

神奈川県新庁舎に設置されている駐車場設備の機能を常に最良の状態で維持し、設備の円滑な運用を図れるよう保守点検を実施するものである。

イ 概要

新庁舎駐車場管制設備保守点検委託に関する概要は、次のとおりである。

委託先	A株式会社〇〇支店
委託概要	新庁舎駐車場管制設備の動作状況確認、外観点検等の定期点検及び必要に応じて障害時の受付及び緊急対応その他の措置を講ずる。
設計額	603,288円（うち、消費税及び地方消費税44,688円）
契約額	当初契約額603,288円（うち、消費税及び地方消費税44,688円） 変更後653,052円（うち、消費税及び地方消費税49,764円）
契約額／設計額	100%
落札率	100%
契約方式	一者随意契約
入札参加者	1者

（２） 監査の内容

ア 一者随意契約についての検討

（ア） 一者随意契約の理由について

駐車場設備保守点検委託は一者随意契約であり、一者随意契約とした理由については、一者随契理由書にて次のように記載されている。

随契理由：

本設備は、新庁舎の地下駐車場利用者の車両を管制するため駐車券を発行する駐車券発券機、発見のためのカーゲート、（中略）等から構成される。入庫から出庫までの一連の機器は、（中略）A株式会社が独自に開発製造したものである。障害発生時の迅速な復旧のために必要な解析技術や予備部品への交換対応は、製造業者の技術が不可欠となる。

これらのことから、本設備の保守点検委託は製造業者であるA株式会社〇〇支店と随意契約を行いたい。

（イ） 金額の妥当性についての検討

随契理由についての詳細な説明を求めたところ、平成27年4月6日付会計局指導課長・総務局財政課長通知「神奈川県財務規則の運用について第50条の3関係第2項に係る取扱いについて」3（2）にある「特殊な技術や手法を用いそのものでなければ不可能なもの」に該当するとし、入札によらず一者随意契約となったとの回答であった。

たしかに駐車場設備の細部の構造まで知り尽くしているのは製造業者だけであり、安全面や責任の所在の明確化といった点を考慮すると、製造業者が設備の保守点検を実施するのは合理的ではある。しかし、A株式会社以外からの見積りを入手しておらず、契約金額の合理性についての検討は不十分であると言わざるを得ない。この点、他の事業者からの見積りの徴求をしなかった理由について質問をしたが、本件のような特定の業者にしか対応できない業務についての見積りを徴求したところで、見積りを拒否される可能性が高いとの回答であった。

(ウ) 見積り及び見積合せを省略できるか否かの検討

見積りを省略できる場合及び見積合せを省略できる場合として、神奈川県財務規則第50条の2及び財務規則の運用について第50条の2関係に次の規定がある。

(中略)

見積書を省略することができる場合としては次のものがある。

a 新聞、雑誌、専売品等でいずれの業者から購入する場合であってもその価格に相違がないもの及び財政部長が特に認めたもの

b その他見積書を徴する必要がないと認められるもの

また、見積合せを省略できるものとしては次のものがあるが、取扱いに当たっては品質、価格等を十分考慮し適正な取扱いをすることが求められている。

a 1人又は1会社の専有する物品を購入しようとするとき。

b 急施を要し他の者から見積書を取る暇のないとき。

c 見積書の提出を依頼しても他に提出者のいないとき。

d 食糧品を購入しようとするとき。

e 予定価格が50万円未満の工事その他の請負をさせるとき又は予定価格が5万円未満の物品を購入若しくは借入れをしようとするとき。

f 分解して検査しなければ見積れない備品等の修繕

見積り及び見積合せを省略する場合には、この規定に当てはまるか否かを検討し、検討結果を文書として証跡を残すべきである。しかし、その検討結果については、特段文書としては残されていなかった。

(エ) 検討結果

見積りを拒否される可能性があるという理由をもって、他の事業者に見積りの徴求を行わなかったこと自体問題があると考え。むしろ広く一般に公募することにより、入札に参加する業者が集まり、合理的な金額の水準を把握することができるものと考え。そのため、本件のような特殊な委託事業であっても広く一般に公募することにより、他の事業者からも見積りを徴求することが望ましい。しかし、神奈川県財務規則第50条の2及び財務規則の運用について第50条の2関係における見積り及び見積合せを省略できる場合に該当する場合もあることから、その場合には、神奈川県財務規則第50条の2及び財務規則の運用について第50条の2関係に従って検討した結果を文書として保管し、見積り及び見積合せを省略した理由を明確にし、当該実施結果を文書として保管することが望ましい。

(3) 指摘事項及び意見

(意見7) 他の事業者からの見積りの徴求について

特定の業者のみが実施できる保守点検であり、当該業者と契約することが決定しているとしても、金額の合理性を判断するために、当該業者以外からの見積りを徴求し、金額の合理性の検証を実施することを要望する。なお、神奈川県財務規則第50条の2及び財務規則の運用について第50条の2関係における見積り及び見積合せを省略できる場合に該当する場合もあることから、その場合には、神奈川県財務規則第50条の2及び財務規則の運用について第50条の2関係に従って検討した結果を文書として保管し、見積り及び見積合せを省略した理由を明確にし、当該実施結果を文書として保管することを要望する。

6 本庁舎ライトアップ照明改修工事

(1) 工事の概要

ア 概要

本庁舎のライトアップ照明をLED照明に更新するものである。

イ 工事契約の概要

工事名	本庁舎ライトアップ照明改修工事
工事場所	横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁 本庁舎
契約方式	地方自治法第 234 条による条件付き一般競争入札
契約金額	47,420,000 円（消費税抜き）

ウ 入札参加要件と入札状況

番号	入札参加要件				入札状況	
	特定許可	格付	所在地	資格有無	入札額(千円)	結果
1	特定	A	中区	有	44,082	失格 ※3
2	特定	A	青葉区	無 ※1	—	—
3	特定	A	西区	有	辞退	—
4	一般	B	神奈川区	無 ※2	—	—
5	特定	A	保土ヶ谷区	有	44,099	落札
6	一般	B	中区	無 ※2	—	—

※1 所在地要件に該当しないため、参加資格無し

※2 特定建設業許可に該当しないため、参加資格無し

※3 最低制限価格（44,096 千円）未満のため、失格

(2) 監査の内容

ア 条件付き一般競争入札の検討

(ア) 入札参加者の事業所所在地の要件の問題

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して申込みさせる方法により競争を行わせ、その申込みをした者のうちから地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定してその者と契約を締結する方法である。

一般競争入札は、地方公共団体の契約締結方法の原則であり、その公正性と機会均等という面で優れている。しかし、一般競争入札によった場合には、不誠実、不信用な者が入札に参加する危険性があり、時間と経費が多くかかることなどの負の側面もあり、神奈川県においては、条件付き一般競争入札が行われている。すなわち、神奈

川県においては、契約の性質又は目的により特に必要があると認めるときは、入札参加者の事業所の所在地、工事等の経験、技術的適性の有無等に関する資格を定めることができる」とされており、この資格条件を付する入札を「条件付き一般競争入札」と称している。この「条件付き一般競争入札」の入札制度を「かながわ方式」と呼び、具体的には、「神奈川県発注工事の条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準」第3条に次のように規定されている。

(入札参加資格要件設定の基準)

第3条 要領第6条に基づき、審査会において入札参加資格要件を設定する場合は、次の各号に留意するものとする。

(3) 本店又は営業所の所在地

原則として次の順位で設定する。

- ① 工事箇所を中心とする地域の県内業者又は工事の施工を担当する事務所が所管する区域の県内業者
- ② ①に隣接する地域又は区域の県内業者
- ③ 前各号に該当しない県内業者
- ④ 県内に支店又は営業所を設けている県外業者
- ⑤ その他の県外業者

本件についても、入札参加資格の一つとして入札参加者の本店又は営業所の所在地についての条件が付されている。具体的には、「本店が横浜市中区、西区、南区、磯子区、神奈川区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、戸塚区又は栄区内」にある事業者とされている。したがって、青葉区に所在する事業者からの資格確認申請が出されたが、参加資格は「無」と判断されていた。

事業所の所在地について条件を付す理由は、地元企業を優先することであり、当工事では県庁本庁舎周辺の区に特定するためであったが、工事の特殊性から多くの事業者の参加が難しいと予測される本件においては、1者でも多くの事業者が入札に参加できる所在地の要件設定が望まれるところである。

(3) 指摘事項及び意見

(意見8) 入札参加者の事業所所在地の運用について

本工事のような特殊な工事については、入札参加者が少数となる可能性があることから、神奈川県発注工事の条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準に基づいて地域要件を設定する場合は、より広範囲の地域の業者が参加できるようにする等、柔軟な運用を行うよう要望する。

7 本庁舎等警備業務委託

(1) 事業の概要

ア 目的

県庁本庁舎、県庁新庁舎及び県庁第二分庁舎の火災、盗難等を未然に防止し、発注者の財産の保全を図るとともに、その他の不良行為を排除すること等を目的とする。

また、万一事故発生の際は、迅速かつ適正な措置により、被害を最小限にとどめるものとする。

イ 概要

契約方法	条件付き一般競争入札 長期継続契約3年間	
委託先	A株式会社	
委託業務の内容	本庁舎、新庁舎、第二分庁舎の警備業務	
契約額 (A)	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 69,148,080円 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 68,516,280円 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで 66,999,960円	204,664,320円
設計額 (B)	227,404,800円	
割合 (A/B)	90.0%	

(2) 監査の内容

ア 変更契約を3回行うことの妥当性の検討

この契約については、次のとおり変更が行われている。

	契約年月日	契約額 (3年合計)	変更内容	変更理由
原契約	平成31年4月24日	69,148,080円 (204,664,320円)		
変更契約	令和元年9月6日	78,975円	<ul style="list-style-type: none"> ・元号表記 ・契約金額の増 ・仕様書の変更 ・支払額計算書の変更 	庁舎公開業務における委託警備員の勤務時間変更に伴う、契約金額等の変更を行うため。
変更契約 (第2回)	令和元年9月30日	634,747円 (3,144,307円)	<ul style="list-style-type: none"> ・元号表記 ・契約金額の増 ・支払額計算書の変更 ・消費税等の税率改正 	消費税等の税率改正に伴う、契約金額等の変更を行うため。
変更契約 (第3回)	令和2年3月30日	182,325円	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の減 ・変更支払額計算書の変更 	庁舎公開中止により庁舎公開業務の回数の減少に伴う、契約金額等の変更を行うため。
令和元年度契約金額合計		69,679,477円		

(ア) 契約書の契約金額の記載方法について

変更契約を3回行うこととなった主な理由は、原契約の契約金額が総額で記載されていることと考えられる。契約金額は警備員の時間単価をもとに積算されているので、勤務時間の変更等が生ずれば金額が増減し契約の変更が生じる。そのため、他課が主催するイベントで契約時に時間が確定できないときは通常の時間で設定し、その後変更することになる。また、予定していた行事が中止となれば変更せざるを得なくなる。このような、勤務時間や開庁回数の変更は想定される事態である。さらに代金の支払いについては「契約書」の第3条に受注者から請求書を受理することとなっている。

よって、当該契約については単価契約を行うことが可能であり、単価契約を行うことにより変更契約を行う必要がなくなり、効率性の観点から有効である。

なお、神奈川県財務規則の運用について第23条関係第3項第2号には、「契約金額は総額にて記載することを原則としているが、単価契約を結ぶことも差支えない。」と規定されている。

イ 簿冊の様式番号について

神奈川県庁本庁舎等警備業務実施要領に規定されている備えつけ簿冊13冊のうち6冊の様式番号が実際の簿冊と異なっていた。また、簿冊に様式番号の記載のないものもあった。備えつけている簿冊を当該要領に記載されている様式番号に修正することを要望する。

それぞれの状況は次のとおりであった。

簿冊名	神奈川県庁本庁舎等警備業務実施要領の様式番号	実際の簿冊の様式番号
勤務時間外鍵貸出簿	第5号様式	第4号様式の2
遺失物取扱整理簿(拾得届)	第6号様式の1	第5号様式の1
遺失物取扱整理簿(紛失届)	第6号様式の2	第5号様式の2
特殊文書受領簿	第7号様式	第6号様式
預り品受渡簿	第8号様式	第7号様式
警備報告書	第9号様式	第8号様式

【神奈川県庁本庁舎等警備業務実施要領】

21 簿冊

詰所に次に掲げる簿冊を備えつけ、次により発注者の施設管理担当者へ報告しなければならない。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (7) 勤務時間外鍵貸出簿 | (第5号様式) |
| (8) 遺失物取扱整理簿(拾得届) | (第6号様式の1) |
| (9) 遺失物取扱整理簿(紛失届) | (第6号様式の2) |
| (10) 特殊文書受領簿 | (第7号様式) |
| (11) 預り品受渡簿 | (第8号様式) |
| (12) 警備報告書 | (第9号様式) |

(3) 指摘事項及び意見

(意見9) 単価契約の検討について

契約金額の変更が予想され単価の積算が可能な契約については、契約書の契約金額を単価契約により行うことを要望する。

(意見10) 簿冊の様式番号について

備えつけている簿冊の様式番号を神奈川県庁本庁舎等警備業務実施要領に規定されている様式番号に修正することを要望する。

8 本庁舎清掃業務委託

(1) 事業の概要

ア 目的

庁舎内外の汚れを除去すること及び汚れを予防することにより、庁舎を良好な状態に維持し、快適で衛生的な環境の確保を目的とする。

イ 概要

契約方法	一般競争入札 長期継続契約 3年間	
委託先	株式会社 A	
委託業務の内容	本庁舎の清掃業務	
契約額 (A)	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 14,580,000円 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 14,580,000円 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで 14,580,000円	43,740,000円
設計額 (B)	91,875,600円	
割合 (A/B)	47.6%	

(2) 監査の内容

ア 変更契約を3回行うことの妥当性の検討

この契約については、次のとおり変更が行われている。

	契約年月日	契約額 (3年合計)	変更内容	変更理由
原契約	平成31年4月17日	14,580,000円 (43,740,000円)		
変更契約	令和元年9月30日	135,000円 (675,000円)	・元号表記 ・契約金額の増 ・支払額計算書の変更 ・消費税等の税率改正	消費税等の税率改正に伴う、契約金額等の変更を行うため。
変更契約 (第2回)	令和元年10月16日	3,600円	・契約金額の減 ・支払額計算書の変更	定期清掃業務の実施時期変更に伴う、消費税額の変更を行うため。
変更契約 (第3回)	令和2年3月27日	88,000円	・契約金額の増 ・変更支払額計算書の変更	庁舎公開日の変更により清掃回数が増に伴う、契約金額等の変更を行うため。
令和元年度契約金額合計		14,799,400円		

(ア) 契約書の契約金額の記載方法について

変更契約を行うこととなった主な理由は、原契約の契約金額が総額で記載されていることと考えられる。契約金額は、清掃回数をもとに積算されており、仕様書の特記事項にも契約金額の変更が生じる場合について記載がある。清掃回数の変更が生じ、契約金額の変更があることは想定内の事態である。さらに代金の支払いについては契約書の第4条に受注者から請求書を受領することとなっている。

よって、当該契約については、単価契約を行うことが可能であり、単価契約を行うことにより変更契約の必要はなくなり、効率性の観点から有効である。

なお、神奈川県財務規則の運用について第23条関係第3項第2号には、「契約金額は総額にて記載することを原則としているが、単価契約を結ぶことも差支えない。」と規定されている。

イ 予定価格を大きく下回った応札の妥当性について

(ア) 予定価格の積算について

予定価格の積算にあたり、参考見積を清掃業者へ依頼し、平成30年12月25日に30,618,555円の見積書の提出を受けている。この見積をもとに予定価格を積算している。開札の結果、予定価格の3分の2を下回る価格で応札した者は、入札参加者32者中8者の25%であった。したがって、予定価格が著しく高額であったとまでは言えない。しかし、見積依頼を複数者に行う等、予定価格の積算が有効となるよう工夫する余地は十分にある。

【県有施設清掃業務積算要領】

3 積算基準

・・・

ただし、清掃面積が1棟10,000㎡を超えるものは見積による

(イ) 低額入札に係る調査について

当該契約は、「特定調達契約」に該当し、最低制限価格を設けることはできない。したがって、予定価格を大きく下回った額の応札が行われたときは、業務が確実に履行できるかどうか慎重に調査を行う必要がある。しかし、当該契約は委託事業であり「低入札価格調査制度」の対象になっていないのでこの制度を準用し調査を行っている。

総務局総務室（以下「総務室」という。）では独自の基準である平成17年2月28日伺

い定め「総務室で行う入札に係る低価格入札時の取扱いについて」（以下「総務室の取扱いについて」という。）に基づき開札から落札者の決定までを行っている。この「総務室の取扱いについて」では保留とし調査を行う基準は「予定価格の60%」としている。平成11年から総務室では入札事務を行っており、保留にする基準を予定価格の60%（予定価格の約3分2）として運用し、今後も60%を基準としてこれを下回った場合に保留にするとしている。しかし、起案では「神奈川県物品調達・委託契約入札関係事務処理マニュアル」（以下「事務処理マニュアル」という。）に規定されている「予定価格に3分の2を乗じて得た額を下回った額」が低価格調査として決裁されている。「総務室の取扱いについて」と「事務処理マニュアル」が混在して運用されているため混乱が生じている。

また、「総務室の取扱いについて」に規定されている「低額入札に係る調査票」の電話によるヒアリング項目は次の7項目であるが、この項目のみでは仕様書に定めた業務を確実に履行できるかどうか確認することは難しいと思われる。

【「低額入札に係る調査票」の電話によるヒアリング項目】

調査項目	質問事項
1 仕様書及び業務内容の確認について	・仕様書の内容は十分に理解しているか。
2 入札金額の錯誤の有無について	・積算は誰が行ったのか。 ・今回の業務の積算は、どのように行ったのか。 ・入札金額に錯誤はないのか。
3 手持ち業務の状況について	・現在の他の業務の受注状況はどうか。
4 作業員の配置及び作業の実施計画について	・作業員の配置計画はどのように考えているか。
5 経営状況について	・売り上げ状況はどうか。
6 低額見積もりをした理由について	・入札金額は今回の業務をどうしても取りたいとの意思か。 ・この金額で採算はとれるのか。
7 受注意欲について	・受注意欲はどうか。

また、清掃業務は設計書においても約75%が直接人件費と、人件費の割合が高い業務なので適切な人件費の支払いが行われているか、契約期間内に確認を行うことが望ましい。

「総務室の取扱いについて」の内容のブラッシュアップ及び担当者が交代しても混乱しないように整備を行い、「低額入札に係る調査票」の『5 経営状況について』は専門家にマニュアルの作成を依頼又は、専門家の意見を参考にするなど内容の充実を図り、形式だけの調査にとどまるのではなく、調査の目的である業務を確実に履行できるかど

うか高い精度で確認をすることができるよう規定の整備をすることが望ましい。

【神奈川県物品調達・委託契約入札関係事務処理マニュアル】

(低価格入札の対応)

2 委託事業の入札において、申し込み価格では契約内容に適合した履行がされない恐れがあるとき、またはその者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すことになる恐れがあり著しく不相当であると認められると入札執行者が判断したときは、入札の処理を保留し上司に状況を報告し、特に調査が必要と判断される場合には、入札内訳書の内容、過去の履行実績、経営状況、その他必要な事項を調査するとともに、当該入札者に確実な履行、入札内訳の詳細を速やかに確認する。・・・・・・・・

なお、低価格入札の調査対象とする範囲は、予定価格に3分の2を乗じて得た額を下回った額の入札でかつ特に調査等が必要と判断された入札とする。・・・・・・・・

【総務室で行う入札に係る低価格入札時の取扱いについて】

2 入札の執行

入札の結果、予定価格の60%を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者全員に対して「保留」を宣言し、応札内容の確認のための調査を行った上で落札者を決定し、結果については連絡する旨を告げて、入札を終了する。

6 調査の実施

(1) 調査の実施

調査は、仕様書に定めた業務を確実に履行できるかどうかを確認するものであることから、総務室経理班と事業所管課と合同で行い、提出された資料をもとに、主に次の事項を調査する。

- ・その応札額で業務履行可能と主張する労務、役務等の供給に関する事項
- ・履行能力に関する事項
- ・経営状況等に関する事項
- ・その他必要な事項

(2) 調査の結果を受けての対応

調査結果は、「低額入札に係る調査票」にまとめ、入札執行権者に報告する。

調査の結果、赤字が確実であるなど契約の内容に適合した履行ができない恐れがある場合は、再度応札者に対しその応札額で業務履行を確実にを行うことができるか確認した上で、誓約書を提出させる。・・・・・・・・

8 監督体制の強化

低価格入札が行われた業務については、契約後、業務の品質確保のため、実際の業務が仕様書の内容に沿って実施されているか、履行確認を入念に行う。

履行確認の結果、仕様書の内容に適合していない粗雑な履行が確認されたときは、口頭又は書面により指導を行い、是正措置をとらせる。また指導内容を記録しておく。

(3) 指摘事項及び意見

(意見11) 単価契約の検討について

以下、「7 本庁舎等警備業務委託（意見9）」と同様である。

(意見12) 予定価格の積算方法について

見積によるときは、複数者へ見積書を依頼し有効で精度の高い予定価格を積算することを要望する。

(意見13) 低入札調査の規定の整備について

低入札価格調査制度の対象になっていない委託契約等の調査を効率的に行うため、「総務室で行う入札に係る低価格入札時の取扱いについて」の項目や内容の整備を要望する。

(意見14) 低額入札に係る調査票の調査項目について

経営状況については専門家の意見を参考にするなど内容の充実を図り、調査の目的である業務を確実に履行できるかどうか高い精度で確認ができる調査項目の整備を要望する。

9 新庁舎（6階～屋上階まで）清掃業務

(1) 事業の概要

ア 目的

庁舎内外の汚れを除去すること及び汚れを予防することにより、庁舎を良好な状態に維持し、快適で衛生的な環境の確保を目的とする。

イ 概要

契約方法	一般競争入札 長期継続契約3年間	
委託先	株式会社A	
委託業務の内容	新庁舎（6階から屋上まで）の清掃業務	
契約額（A）	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 14,040,000円 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 14,040,000円 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで 14,040,000円	42,120,000円
設計額（B）	96,141,600円	
割合（A/B）	43.8%	

（2） 監査の内容

ア 予定価格を大きく下回った応札の妥当性について

（ア） 予定価格の積算について

予定価格の積算にあたり、参考見積を清掃業者へ依頼し、平成30年12月26日に32,732,700円の見積書の提出を受けている。この見積をもとに予定価格を積算している。開札の結果、予定価格の3分の2を下回る価格で応札した者は、入札参加者36者中6者の16%であった。したがって、予定価格が著しく高額であったとまでは言えない。しかし、見積依頼を複数者に行う等、予定価格の積算が有効となるよう工夫する余地は十分にある。

（イ） 低額入札に係る調査について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託」と同様である。

（3） 指摘事項及び意見

（意見15） 予定価格の積算方法について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託（意見12）」と同様である。

（意見16） 低入札調査の規定の整備について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託（意見13）」と同様である。

（意見17） 低額入札に係る調査票の調査項目について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託（意見14）」と同様である。

10 第二分庁舎清掃業務

(1) 事業の概要

ア 目的

庁舎内外の汚れを除去すること及び汚れを予防することにより、庁舎を良好な状態に維持し、快適で衛生的な環境の確保を目的とする。

イ 概要

契約方法	一般競争入札 長期継続契約 3 年間	
委託先	有限会社 A	
委託業務の内容	第二分庁舎の清掃業務	
契約額 (A)	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 7,560,000円 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 7,560,000円 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで 7,560,000円	22,680,000円
設計額 (B)	39,290,400円	
割合 (A/B)	57.7%	

(2) 監査の内容

ア 予定価格を大きく下回った応札の妥当性について

(ア) 予定価格の積算について

予定価格の積算は、平成30年度版の積算基準により算定されている。開札の結果、予定価格の3分の2を下回る価格で応札した者は、入札参加者28者中2者の7%であった。したがって、予定価格が著しく高額であったとまでは言えない。

【県有施設清掃業務積算要領】

3 積算基準

清掃業務委託料の積算基準は、「建築保全業務積算基準及び同解説 平成30年度版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「積算基準」という。）を用いる。

(イ) 低額入札に係る調査について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託」と同様である。

(3) 指摘事項及び意見

(意見18) 低入札調査の規定の整備について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託（意見13）」と同様である。

(意見19) 低額入札に係る調査票の調査項目について

以下、「8 本庁舎清掃業務委託（意見14）」と同様である。

11 本庁舎産業廃棄物（廃プラスチック類等）収集運搬処分業務委託

(1) 事業の概要

ア 目的

県庁舎から排出される産廃の収集運搬及び処分を行う。

イ 概要

契約方法	一般競争入札
委託先	A株式会社
委託業務の内容	県庁舎から排出される産廃の収集運搬、処分
契約額（A）	1,948,320円
設計額（B）	3,942,000円
割合（A／B）	49.4%

(2) 監査の内容

監査を実施する過程で当委託契約に係る書類の提出を依頼したところ、監査当日に提出は行われなかった。

その後確認したところ、5月に他課から契約書等を参考にしたいとの申し出があり書類の貸出しを行ったが、その際「書類受渡簿」の記載を失念してしまったまま、他課において契約準備に時間を要してしまい、後日書類は発見された。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項1) 書類の管理及び保管について

保存期間の定めのある文書の管理及び保管は厳格に行う必要がある。

12 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集運搬処分委託

(1) 事業の概要

ア 目的

神奈川県庁及び神奈川県横浜合同庁舎で保管している低濃度PCB廃棄物を、法令等に則り適正に収集運搬し、処分までを行う。

イ 概要

契約方法	随意契約（見積合わせ）	
委託先	A株式会社	
委託業務の内容	低濃度PCB廃棄物（コンデンサ、変圧器、安定器解体ガラ）を収集運搬し、処分を行う	
契約額	1,106,930円 39,996円 変更契約書第1回	1,146,926円
見積価格	1,086,804円	

(2) 監査の内容

ア 指名競争入札から随意契約への変更の妥当性の検討

当該委託は、廃棄物の収集運搬及び処分を行うため、不信用、不誠実な者を排除する必要があり指名競争入札を採用することは妥当である。総務室機種等選定会議において6者を選定し、入札を行ったが落札者が決定しなかった。他の工事との調整により時間的余裕がなかったため、地方自治法施行令167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に該当すると判断し、見積合わせによる随意契約とした。随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、その公正さを期すためには慎重に採用する必要があり、一定の要件に該当する場合にのみ認められるものであり安易に随意契約に変更できるものではない。

競争入札が行われ不成立のときは、再度入札又は再度公告入札を行うことが原則と考える。そのため、適切な時期に入札を執行することが望ましい。

なお、廃棄されたコンデンサや変圧器は備品台帳には「電気設備 1式」と計上されているため、台帳の処理については確認ができなかった。

(3) 指摘事項及び意見

(意見20) 入札を執行する時期について

入札を成立することができるように、適切な時期に入札執行伺を行うように要望する。

(意見21) 随意契約の要件について

随意契約の要件は限定的に解釈することを要望する。

13 昇降機保守点検委託

(1) 事業の概要

ア 目的

昇降機の安全かつ円滑な運転管理を維持するため保守点検を行う。

イ 概要

本庁舎1～4号機、新庁舎（エネルギーセンター棟含む。）1～10号機、第二分庁舎1～5号機及び横浜合同庁舎1号機の安全かつ円滑な昇降機の運転管理を維持するため保守点検を行う。

(2) 監査の内容

ア 契約方法の検討

(ア) 条件付一般競争入札をすることの問題

【過去3年の入札状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設計額	15,163,200円	17,247,600円	18,360,000円
契約額	14,586,436円	16,382,520円	16,632,000円
契約額/設計額	96.1%	94.9%	90.5%
入札参加者	1者	1者	1者
落札者	(株)A社	(株)A社	(株)A社

この表からもわかるように、ここ数年は表中の事業者1者のみが応札し、かつその事業者が落札している。県の回答では、本庁舎1～4号機等昇降機の仕様の特殊性もあり、かなり以前から他の事業者が入札に参加していない状況である、とのことであった。

確かに、保守点検対象となる20機のエレベータのうち8機が株式会社B製であり、10機が株式会社C製(約5年前に株式会社Bから製造部門が移管された)であるため、製造メーカー系列以外のメンテナンス事業者は入札に消極的になることも十分に理解できる。

この事業は一般競争入札により事業者を選定している。一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して申込みさせる方法により競争を行わせ、その申込みをした者のうちから地方公共団体に最も有利な条件をもって申込みをした者を選定してその者と契約を締結する方法である。すなわち、不特定多数の者が入札に参加し、価格について活発な競争を行うことで最適な事業者を選定することを予定している。しかし、当業務委託では、特殊性の高いエレベータ保守ということから、ここ何年も亘って一者入札が続いており、現状では競争原理が働いているとはいえ、一般競争入札以外の合理的な契約の方法を検討する必要がある。

【昇降機仕様一覧】

項	名称型式等			
	名称	製造設置会社名	型式	設置年月日 (改造年月日)
1	本庁舎 1号機 (正門側)	株B	MAC-9-C060	昭和 36 年 3 月 (平成 3 年 1 月)
2	本庁舎 2号機 (正門側)	株B	MAC-9-C060	昭和 36 年 12 月 (平成元年 11 月)
3	本庁舎 3号機 (南側)	株B	MAC-13-2S45	昭和 38 年 12 月 (昭和 63 年 12 月)
4	本庁舎 4号機 (北側)	D株	R-15-2S45	昭和 37 年 11 月 (平成 3 年 2 月)
5	新庁舎 1号機	株C	UAP-15-C0105	平成 28 年 3 月
6	新庁舎 2号機	株C	UAP-15-C0105	平成 28 年 3 月
7	新庁舎 3号機	株C	UAP-15-C0105	平成 28 年 3 月
8	新庁舎 4号機	株C	UAP-15-C0105	平成 29 年 1 月
9	新庁舎 5号機	株C	UAP-15-C0105	平成 29 年 1 月
10	新庁舎 6号機	株C	M-VF-P	平成 29 年 4 月
11	新庁舎 7号機	株C	M-VF-P	平成 29 年 10 月
12	新庁舎 8号機	株C	M-VF-P	平成 28 年 7 月
13	エネルギーセンター 9号機	株C	UAP-15-C045	平成 28 年 2 月
14	エネルギーセンター 10号機	株C	UAP-15-C045	平成 28 年 2 月
15	第二分庁舎 1号機	株B	HVF-17-C0150	平成 5 年 3 月
16	第二分庁舎 2号機	株B	HVF-17-C0150	平成 5 年 3 月
17	第二分庁舎 3号機	株B	HVF-17-C0150	平成 5 年 3 月
18	第二分庁舎 4号機	株B	HVF-17-C0150	平成 5 年 3 月
19	第二分庁舎 5号機	株B	HVF-1150-2S150	平成 5 年 3 月
20	横浜合同庁舎 1号機	E株	VFELRM	昭和 44 年 3 月 (平成 18 年 1 月)

(3) 指摘事項及び意見

(意見 22) 契約方法の見直し

公告し入札手続きによって契約はされているが、本来の入札による競争原理が生かされていない現状であれば、その検証と改善方法を検討し、または効率的な長期継続契約等を検討することを要望する。

14 正庁のスタッピングアームチェア・絨毯ほかの買入

(1) 事業の概要

ア 目的

正庁は各国大使等賓客が来庁した際のレセプション会場など、「特別な場」として使用されることとなったが、レセプション会場等として使用するためには、机と椅子、及び蠟引きの床面を保護する絨毯の設置が必要となった。正庁の格式にふさわしい格調の高いものを調達する。

イ 概要

契約の方法	一般競争入札 調達あつせん	一般競争入札 調達あつせん
物品購入の内容	スタッピングアームチェアほか	ウールロールカーペット
予定価格 (A)	8,325,720 円	3,859,380 円
契約額 (B)	7,493,040 円	3,473,280 円 324,000 円 (仕様変更による増額)
B/A	89.9%	98.3%
入札参加者	2 者 (未提出 1 者)	1 者
落札者	株式会社 A	株式会社 A
参考見積書	株式会社 A	株式会社 A

(2) 監査の内容

ア 節間流用による備品調達等の妥当性について

(ア) 流用の理由

流用の理由

- 正庁は各国大使等賓客が来庁した際のレセプション会場など、「特別の場」として使用することとなった。
- 3月29日に完成した正庁は、創建当時の姿に忠実に復元されており、机・椅子等の備品はなく、床面は貴重な寄せ木張りの床となっている。
- レセプション会場として使用するには、机・椅子と寄せ木張りの床面を保護するため絨毯の設置が必要である。
- 平成31年度当初予算編成においては想定していなかったため、備品購入費に必要額を計上していない。
- 一部省略～少しでも早い正庁の活用が望まれるため早急に手続きを進める必要がある。

(イ) 正庁が、「特別な場」と使用されることとなった経緯

平成31年1月	正庁の使い方検討プロジェクトチームを編成 (庁舎管理課・知事室・施設整備課・国際課・文化課)
平成31年3月7日	知事との調整 各国大使等賓客のレセプション会場とすることを決定。 格式にふさわしい格調高い机・椅子、絨毯とする。
平成31年3月29日	正庁復元工事完成

会計事務の手引には、流用について以下のように規定している。

【会計事務の手引】

第3章第5節4 流用

予算の流用とは、予算成立後に生じた種々の事由によって、当初の予算どおりに執行することが効率的かつ適切な執行といえない場合に、例外的な措置として、一定の制限内において、必要な経費を融通しようとするものである。このため、安易な予算の流用を行ってはならない。また、幾度にもわたる流用や多額な流用は厳に慎むこととする（運用通知20条⑧）。

今回の備品購入にかかる費用は、机・椅子・絨毯で総額 11,290 千円と決して少ない額とは言えない。また、この調達について、役務費の予算を活用し、役務費から流用し購入している。さらに、18 節の予算額に比しても、かなりの高額なものとなっている。

【流用額の内訳】

(単位：千円)

細々事業名	節	予算現額	執行残見込み	流用額	備考
流用元 本庁舎等維持運営費	12	147,114	42,212	12,186	清掃業務委託の入札残を活用 平成 31 年 3 月 20 日開札
流用先 本庁舎等維持運営費	18	1,599	0	12,186	

イ 「正庁の使い方検討プロジェクトチーム」の立ち上げの時期の検証

正庁復元工事は、平成 30 年度の予算編成で行われている。しかし、「正庁の使い方検討プロジェクトチーム」は平成 31 年 1 月に立ち上げられている。それまで、正式に組織的な検討は行われていなかったことになる。正庁復元工事の完成が予定されているのであれば、「正庁の使い方」をもっと早い段階で組織的に検討すべきであった。したがって、流用の理由の文中にある「少しでも早い正庁の活用が望まれる」のであれば、理由としては矛盾している。

また、スタッキングアームチェアは平成 31 年 3 月 12 日、絨毯は平成 31 年 3 月 18 日の日付で参考見積りを出されている。正庁の改修が行われるのであれば、このような慌ただしいスケジュールではなく、もっと早い段階での、「正庁の使い方プロジェクトチーム」の編成が行われるべきである。見積りも 1 者だけでなく、複数の事業者に依頼するなどして効果的に検証できたのではないかと考えられる。

(3) 指摘事項及び意見

(意見 23) 予算建ての整備

正庁を活用するための準備が遅く、プロジェクトチームの編成が遅すぎる。より計画的に準備を整えて予算計上し、効果的に購入することを要望する。

(意見 24) 参考見積額の徴取

入札に当たり、設計額の参考として1者から見積りを取っているが、参考見積は複数の業者へ依頼することを要望する。

15 非常用発電設備点検業務

(1) 事業の概要

ア 目的

非常用発電設備について専門的見地から点検及び測定等を行うことにより、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の処置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故及び故障等を未然に防止することを目的とする。あわせて、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づく法定点検（機器点検及び総合点検）を行うものとする。

イ 概要

契約方法	条件付き一般競争入札
委託先	株式会社A
委託業務の内容	非常用発電設備の点検業務
契約額（A）	5,065,200円
設計額（B）	5,821,200円
割合（A／B）	87.0%

(2) 監査の内容

ア 長期継続契約を締結することの検討

5年間の入札結果は以下のようになっている。

年度	入札方法	落札者	その他入札者
平成28年度	一般競争入札	(株)A	なし
平成29年度	随意契約	(株)B	予定価格超過1者
	一般競争入札	(株)A	有効1者
平成30年度	指名競争入札	(株)C	有効1者 失格1者 辞退又は不着10者
	一般競争入札	(株)A	有効1者

平成31年度	一般競争入札	株A	不着1者
令和2年度	一般競争入札	株D	有効2者

非常用発電設備の点検業務は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」及び「長期継続契約を締結することができる契約の取扱いについて」に規定されている長期継続契約を締結することができる契約に該当する。したがって、単年度契約と長期継続契約について契約金額の低減等を比較検討し、より有効である契約方法を採用すべきである。検討の結果、長期にわたって契約を締結することが効率的であり、経済的であるならば、長期継続契約を行うことが望ましい。

なお、点検業務対象が非常用発電設備のため、確実な履行が重要であり、長期継続契約を採用した場合には、作業計画及び報告等の管理強化の検討も必要であろう。

【長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則】

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する規則で定める契約は、次の表のとおりとする。

区分	契約の種類	契約期間の上限
条例第2号の規定に該当する契約	10 庁舎等の設備の保守管理の委託に係る契約	3年。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

【長期継続契約を締結することができる契約の取扱いについて】

(2) 条例第2号の規定に該当する契約

電気やガス、水の供給を受ける契約と同様に、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められるものであって、次のア及びイに該当する業務に係る委託契約を対象とします。

ア 政策的な判断の余地が少ない業務であること。

イ 次の(ア)から(エ)の全てに該当する業務であること。

(ア) 業務を円滑に実施するため、一定の習熟又は準備期間を要する業務であること。若しくは、一定の設備投資を要する業務であること。

(イ) 県民サービスの維持や行政の円滑な運営のため、1年を越える期間継続して安定的に役務の提供を受ける必要がある業務であること。

(ウ) 商慣習上、複数年契約が一般的であること。

(エ) 競争入札又は競争的手続きにより契約者を決定すること。

イ 積算諸条件調書に適用される経費等情報について

予定価格の決定に極めて重要な設計額の積算の単価は「建築保全業務積算基準（平成20年度版）」（以下「基準」という。）、「建築保全業務積算要領（平成25年度版）」（以下「要領」という。）を使用している。これは、平成30年6月12日に件名「庁舎管理課建築工事積算要綱等の制定及び改定について（伺い）」として起案され、平成30年9月26日に決裁されたことに基づいている。

予定価格は、契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定されるもので、その価格の決定は公正に行われることによって有効となる。基準及び要領の平成30年度版は平成30年9月12日に公表されており、平成20年度版や平成25年度版という古い基準や要領を使用するのではなく、市場価格を反映した現在の適正な予定価格の設定となるように、常に最新の情報に基づいて設計額を積算することが望ましい。

（3） 指摘事項及び意見

（意見25）長期継続契約を締結することの検討について

単年度契約と長期継続契約の有効性を比較検討し、長期にわたって契約を締結することが効率的及び経済的であるならば長期継続契約を行うことを要望する。

（意見26）設計額の積算方法について

最新の情報に基づいて設計額を積算することを要望する。

16 自動ドア保守点検委託

（1） 事業の概要

ア 目的

自動ドア設備について専門的見地から点検及び測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の処置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

イ 概要

契約方法	指名競争入札
委託先	株式会社 A
委託業務の内容	自動ドア設備の定期点検及び保守等
契約額 (A)	1,367,604円
設計額 (B)	1,404,000円
割合 (A/B)	97.4%

(2) 監査の内容

ア 指名競争入札による単年度契約の妥当性の検討

当該委託業務は県庁から近距離で比較的小規模の事業者に落札機会を与えたいという願いから、地方自治法施行令第167条第1項に規定する一般競争入札に適しないものとする指名競争入札となっている。しかし、自動ドアのメンテナンスが行える業者であればできる業務であることから、指名競争入札にしなければならない理由としては弱い。現に平成26年度以前から同じ業者が受注をしており、正常な競争が行われていない可能性がある。

また、この業務内容は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」及び「長期継続契約を締結することができる契約の取扱いについて」に規定されている長期継続契約を締結することができる契約に該当するため、長期継続契約を検討することが望ましい。

イ 積算諸条件調書に適用される経費等情報について

以下、「15 非常用発電設備点検業務」と同様である。

(3) 指摘事項及び意見

(意見27) 契約締結の方法について

公正性や機会均等を進めるため条件付き一般競争入札を導入し、その上で長期にわたって契約を締結することが能率的及び合理的であるならば、長期継続契約を行うことを検討することを要望する。

(意見28) 設計額の積算方法について

以下、「15 非常用発電設備点検業務 (意見26)」と同様である。

17 空調自動制御装置保守点検委託

(1) 事業の概要

ア 目的

本庁庁舎の空調自動制御装置の保守点検を行い、設備の機能を維持することを目的とする。

イ 概要

契約方法	条件付き一般競争入札
委託先	A株式会社
委託業務の内容	空調自動制御装置の保守点検
契約額 (A)	12,582,000円
設計額 (B)	15,066,000円
割合 (A/B)	83.5%

(2) 監査の内容

ア 長期継続契約の採用の検討

空調自動制御装置の保守点検は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」及び「長期継続契約を締結することができる契約の取扱いについて」に規定されている長期継続契約を締結することができる契約に該当する。したがって、単年度契約と長期継続契約について契約金額の低減等を比較検討し、より有効である契約方法を採用すべきである。検討の結果、長期にわたって契約を締結することが効率的であり、経済的であるならば、長期継続契約を行うことが望ましい。

イ 積算諸条件調書に適用される経費等情報について

以下、「15 非常用発電設備点検業務」と同様である。

(3) 指摘事項及び意見

(意見29) 長期継続契約を締結することの検討について

以下、「15 非常用発電設備点検業務 (意見25)」と同様である。

(意見30) 設計額の積算方法について

以下、「15 非常用発電設備点検業務 (意見26)」と同様である。

18 庁舎非常警報設備等点検業務

(1) 事業の概要

ア 目的

消防法に基づき庁舎の非常警報装置の点検を行うとともに、業務放送設備の点検を行う。

イ 概要

契約方法	指名競争入札
委託先	A株式会社
委託業務の内容	非常警報設備の点検
契約額 (A)	1,911,600円
設計額 (B)	2,041,200円
割合 (A/B)	93.6%

(2) 監査の内容

ア 長期継続契約の採用の検討

以下、「15 非常用発電設備点検業務」と同様である。

イ 積算諸条件調書に適用される経費等情報について

以下、「15 非常用発電設備点検業務」と同様である。

(3) 指摘事項及び意見

(意見31) 長期継続契約を締結することの検討について

以下、「15 非常用発電設備点検業務 (意見25)」と同様である。

(意見32) 設計額の積算方法について

以下、「15 非常用発電設備点検業務 (意見26)」と同様である。

19 新庁舎他設備保守管理業務委託

(1) 事業の概要

ア 目的

本庁舎、新庁舎の熱源等設備について、エネルギー使用の合理化、温室効果ガス排出の削減を図りつつ、適正な運転を行うことにより、本庁舎としての用途に応じた適切な施設運営に資するとともに、状況監視、点検、保守業務を通じて、熱源等の設備の劣化及び不具合の状況を把握し、所定の性能保証と機能維持を図り事故・故障等を未然に防止することを目的とする。

イ 概要

契約委託名	新庁舎他設備保守管理業務委託		
入札方法	条件付一般競争入札		
契約期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日		
契約金額	34,020,000円	増額変更 367,012円 消費税率の変更	減額変更 4,620円 作業数の減少
業務場所	本庁舎・新庁舎（エネルギー棟を含む）		
主な業務内容	1. 常駐で行う日常点検等業務 2. 常駐で行う熱源設備の運転・監視業務 3. 冷暖房等の季節運転の切替え、本予備機切替え 4. 熱源機器等の分解を伴う点検・保守業務		

(2) 監査の内容

ア 請求書の受理の検討

(ア) 請求書の受理日

契約書において、「代金の支払いは、・・・請求書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。」と、請求書の受理した日を支払期限の起算日としているが、請求書などに受領日・受領者の氏名等の記入がなかった。

他の契約を見てみると、請求書に収受印が押されていたり、郵送された封筒に収受印が押されているものもあった。

県の担当者に確認したところ、何をもってこの起算日を判断しているか、まちまちの回答であったため、さらに確認をしたところ、「政府契約の支払遅延防止等に関する

法律」に基づき、県として取扱いを定めているとの回答であった。

【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】

(政府契約の必要的内容事項)

第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期
- 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 四 契約に関する紛争の解決方法

(支払の時期)

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

(定をしなかつた場合)

第十条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四条ただし書の場合を除き同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

この法律をもとに平成 24 年 3 月 29 日付会計局指導課長通知「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条に係る契約及び支払事務について」が出されている。

【政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条に係る契約及び支払事務について
(通知)】

○支払の時期

	支払の時期	
	工事	その他の給付
書面（契約書等） 作成の場合（約定 できる最長期間）	適法な支払請求を受けた日か ら 40 日以内	適法な支払請求を受けた日か ら 30 日以内
書面（契約書等） を作成しない場合	相手方が支払請求をした日から 15 日以内	

○請求書の提出方法ごとの法第 10 条の「支払請求をした日」の整理

		「支払請求をした日」の 取扱い	備考
窓口持参		請求書を窓口持参した日	窓口持参の旨を請求書に付記 する。
郵便	消印あり	郵便の消印の日	必要に応じ、消印が押された封 筒を請求書に添付する。
	消印なし 又は判読 不能	請求書に記載された日	相手方が請求を発した日を確認 できる場合を除く。
納品書とともに送 付		検査終了後の請求書再提出の 日又は検査終了日	実態処理として既に提出の請 求書を使用し、「支払請求をし た日」を検査終了日として扱う 場合は、事前に相手方から了解 をとり、請求書に付記する。

県の回答によると、書面を作成しない場合の「支払請求をした日」について請求書の提出方法毎に整理されているので、この考え方で取り扱うこととしているとのこと

であった。

しかし、契約書等書類がある場合は、通知に具体的に示されていないため、担当者においてとらえ方がまちまちになる可能性がある。

(3) 指摘事項及び意見

(意見 33) 契約書等の書類がある場合の請求書の受領日の明確化

請求書の受領日については、提出方法によって考え方は異なり、それによって混乱が生じる可能性がある。時間が十分でない時に支払遅延が生じないよう、県の取扱規定において、契約書等の書類がある場合の請求書の受理日についても規定するよう要望する。

20 備品の管理について

(1) 備品の概要

ア 備品の定義

神奈川県財務規則では物品の1つである備品について次のように定義している。

(分類)

第159条 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 備品 県の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変え
ることなく使用に耐えるもの（第3号及び第4号に定める物を除く。）

(2) 消耗品 県の所有に属する動産で通常の方法による短期間の使用によつて、その性質又は形状を失なうことにより使用に耐えなくなるもの（次号及び第4号に定める物を除く。）

(3) 生産物 試験、研究、実習、作業等により生産、製作又は漁獲した物で県の所有に属するもの（次号に定める物を除く。）

(4) 動物 県の所有に属する獣類、鳥類、魚類等で飼育するもの

(5) 借用物品 県の所有に属しない動産で使用のため保管しているもの

2 前項第1号及び第4号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。

(1) 備品に該当する物のうち、第169条に定める価額（以下「帳簿価額」という。）が
5万円未満の物（資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。）並びに美
術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物

- (2) 記念品、褒賞品その他これらに類する物
- (3) 実験解剖用の動物
- (4) 観賞用小動物及び試験研究又は種苗放養のため必要な水産動物等
- (5) 試験研究機関等において試験又は実験の対象とする物
- (6) 前各号に掲げる物のほか、使用目的が特殊なため、備品又は動物として扱うことが不適當である物として別に定める物

したがって、備品は県の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもので、5万円以上のものということができる。

イ 備品の管理

(ア) 帳簿の備え付け

神奈川県財務規則では備品に関する帳簿として次のように規定している。

(物品出納員が備える帳簿)

第 193 条 物品出納員は、次に掲げる帳簿を備えなければならない。

- (1) 備品台帳
- (2) 印紙類出納簿
- (3) 生産物出納簿
- (4) 動物台帳
- (5) 借用物品台帳

2 備品台帳等は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができるものを含む。）をもつて調製しなければならない。

3 備品台帳等には、次に掲げる事項（借用物品台帳にあつては、第 5 号及び第 10 号に掲げる事項を除く。）に係る電磁的記録を記録しなければならない。

- (1) 物品管理番号
- (2) 細分類
- (3) 品目名
- (4) 規格
- (5) 価額
- (6) 単位
- (7) 出納の年月日及び相手方
- (8) 出納の理由

- (9) 使用者及び使用場所
- (10) 売払価額又は貸付け価額
- (11) 照合年月日及び照合の結果
- (12) その他会計管理者が必要と認める事項

(イ) 備品の現物管理

神奈川県財務規則では備品に現物管理について次のように規定している。

(備品等の照合等)

第 167 条 物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならない。ただし、受入れ後直ちに管理換えする備品にあつては、この限りでない。

2 物品管理者は、少なくとも毎年度 1 回、その管理する備品及び借用物品（職員に使用させている備品及び借用物品を含む。）の管理の状況を、備品台帳若しくは借用物品台帳に記録されている事項又は物品管理票若しくは借用物品管理票に記載されている事項と照合するとともに、その結果を備品台帳又は借用物品台帳に記録しなければならない。

(2) 監査の内容

ア 現物管理の検討

(ア) 現物実査の問題

① 現物実査を行った物品一覧

庁舎管理課から物品台帳の提出を受け、下記一覧の備品を抽出し、備品の実査を行った。

NO.	物品管理 番号	品目	当初 受入日	物品価格 (円)	使用場所名称 (備考)
1	11711000069	会議用机	19990601	64,581	大会議場
2	11711000037	応接テーブル	20080401	87,000	電話交換控室
3	11711000385	ピアノ	19920401	5,980,000	本庁舎大会議場
4	11711000574	ポータブルファン	19740801	80,000	本庁舎 B1F 冷温水発生機室
5	11711000661	エアーコンプレッサー	19900427	152,440	第二分庁舎 B1F 空調機械室
6	11711000753	喫煙場所用鉄板敷 パーテーション	20180327	2,632,338	新庁舎
7	11711000793	スタッキングアーム チェア	20190722	151,200	本庁舎 4 F (正庁)
8	11711000821	テーブル (6 人用)	20190722	243,000	本庁舎 4 F (正庁)

(出典：備品台帳より監査人が加工)

② 管理シールの貼付についての検討

神奈川県財務規則によれば、物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならないと規定されている。抽出した備品について管理シールの貼付状況について確認したところ、NO. 7、8の備品について貼付が確認できなかった。NO. 6については、屋外で使用されるものであるため、シールの存在は確認できたが、記載されている印字が薄くなっており番号と物品番号の照合はできなかった。また、NO. 3のピアノについては、貼付場所がすみやかに判明せず、確認に時間を要した。さらに、NO. 1の会議用机については、1つの会議室内に同一の備品が多数存在し、抽出した備品を特定するのに時間を要した。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項2) 備品シールの貼付

神奈川県財務規則によれば、物品管理者は、備品を受け入れたときは、当該備品に管理シールを適宜の方法により貼付しなければならないと規定されている。したがって、正庁備品についても必ず管理シールを貼付し、少なくとも毎年度1回、備品と備品台帳の照合を行う必要がある。

(意見 34) 備品シールの貼付方法

正庁備品のように多くの来賓が使用するものについては、隠れる場所に貼付されることが多いため、貼付箇所が分かりづらい。また、ピアノについては椅子も含めて一体のものとしており、椅子に管理シールが貼付されていたが、やはり貼付箇所を特定するには時間を要す。さらに、会議用の机や椅子のように同一の種類で多数取得する性質のものについてはそれぞれに連番で物品番号が附されるが、番号順に並べて使用されることは少ないため、台帳との照合には時間がかかる。

このような問題点が多い中、少なくとも年1回の照合を効率よく実施するためにも、備品台帳による管理だけでなく、各備品への貼付ルールの明確化や、配置図、貼付写真やメモを保管するなどの工夫を要望する。

21 再委託がある場合に関する意見

(1) 再委託の概要

ア 再委託の意義

再委託とは、委託契約の相手方が契約を履行するにあたって、委託契約の一定部分を第三者に委託することである。再委託のうち、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを一括再委託という。

イ 再委託の効果

再委託を行った場合のメリットとデメリットは、一般的には次のような事項等が挙げられる。

契約者	メリット	デメリット
委託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・1者では受注できない量や内容の業務も発注できる。 ・1者に依頼することにより、事業者間の調整が必要ない。 ・契約事務負担が減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格統制力が働かず、再委託額が割高になる可能性がある。 ・中間事業者が入ることにより、情報伝達が遅くなる。 ・不適切な事業者が介入する恐れがある。 ・情報漏洩のリスクが高まる。
受託事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・1者では受注できない量や内容の業務も受注できる。 ・安価で再委託することにより、利益を得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託事業者の管理コストが発生する。 ・契約事務負担が増大する。

ウ 再委託の規定

再委託についての一般的な規定はなく、各地方公共団体はガイドラインや通知、あるいは契約書の標準ひな形等に織り込むことにより運用実務を行っている。

なお、平成18年8月25日に財務大臣から各省各庁の長に発出された「公共調達の適正化について」では、国の機関に対しての再委託の適正化を図るための措置が掲げられている。

【「公共調達の適正化について」より抜粋】

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

①再委託を行う合理的理由

②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したのものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

①再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

②委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

エ 県における再委託の取扱い

神奈川県財務規則等において再委託に関する明確な規程は存在しないが、業務委託契約書において次のように記載されている。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

ただし、契約書第5条の趣旨は、発注者が受注した契約を他者に譲渡することやいわゆる丸投げを禁止するものであり、発注者が受注した業務の一部を他者に再委託することを禁じるものではないと考えられる。

(2) 各案件の状況

ア 第二分庁舎他設備保守管理業務委託

第二分庁舎他設備保守管理業務委託では、当該業務のうち一部である点検業務を設備のメーカーであるA株式会社やB株式会社に再委託している。

当業務の再委託においては、再委託先のコンプライアンス状況の確認は適切に実施されておらず、その理由は、当案件については、毎年、A株式会社やB株式会社に点検業務を再委託しており、必要性を感じていないためである。

イ 電話交換設備システム改修業務等委託

電話交換設備システム改修業務等委託では、C株式会社が受注した業務の一部を株式会社Dに対して再委託し、さらに、株式会社DはE株式会社に対して再々委託している。再委託については、株式会社Dがセキュリティーパラメータ等の設計/折衝ノウハウを保持しているためであり、再々委託については、E株式会社が設備導入工事を実施した経験及び既存設備の保守会社であるため行われた。

本件業務委託は、C株式会社以外の業者では対応できないとの理由で一者随意契約を選択したのであるから、再委託及び再々委託は本来であれば予定されていない。しかし、再委託及び再々委託を行うことができる業務があるのであれば、それは少なくともC株式会社以外の業者が実施可能であり、その部分だけは一者随意契約対象とすべきでない。

ウ 本庁舎電話交換設備保守点検委託

本庁舎電話交換設備保守点検委託では、当該業務のうち蓄電池の点検に係る業務については、株式会社Fに再委託している。しかし、県は、当該業務委託に係る資料の確認をしておらず、そもそも再委託されているという事実を把握していなかった。

業務委託契約において、契約の相手方が一部の業務を再委託することは一般的なことではあるが、再委託の妥当性を判断する第一段階として、契約の相手方である受注者に対して再委託先業者の有無を確認する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(意見 35) 第二分庁舎他設備保守管理業務委託における再委託先の調査

受注者が再委託先を利用する場合には、再委託先のコンプライアンス調査等を実施し、当該結果を文書にて保管することを要望する。

(意見 36) 電話交換設備システム改修業務等委託における一者随意契約での再委託

他の業者では対応できないとの理由で一者随意契約を選択した場合、本来再委託及び再々委託は予定されていないはずである。よって、再委託及び再々委託を行うことができる業務があるのであれば、少なくともその部分だけは競争入札や見積合せなどの別の方法での契約を検討することを要望する。

(意見 37) 本庁庁舎電話交換設備保守点検委託における再委託の把握

業務委託契約を締結する場合において、契約の相手方が再委託するか否かをしっかりと把握し、その上で再委託の妥当性を判断するようにすることを要望する。

(意見 38) 再委託承諾に関する申請文書の設定

受注者が再委託先を利用する場合、上記の問題点を解消するため、再委託をする必要性、その再委託先を選定する理由、再委託先のコンプライアンスの調査結果などを含めた申請文書の提出と県の審査を行うことを要望する。

22 印紙税と契約書との関係に関する意見

(1) 地方公共団体と民間が交わす契約書の印紙税の概要

ア 印紙税法の規定

国や地方公共団体（以下「国等」という。）と民間企業との請負契約等については、印紙税法で以下のように規定されている。

（課税文書の作成とみなす場合等）

第四条 5 次条第二号に規定する者（以下この条において「国等」という。）と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者（公証人を除く。）が保存するものは国等が作成したものとみなす。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者その他の者（国等を除く。）とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

（非課税文書）

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

- 一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
- 二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

イ 県における印紙税の取扱い

国等に該当する県が作成した文書については、印紙税法第5条により、非課税となる。

また、印紙税法第4条第5号によると、国等と国等以外の者が共同作成した課税文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したものとみなすとされている。

したがって、国等が作成した文書は非課税であるが、その文書を持っているのは国等以外のものとなる。

ウ 民間事業者における印紙税の取扱い

印紙税法第4条第5号によると、国等と国等以外の者が共同作成した課税文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したものとみなすとされている。

したがって、国等以外の者である民間事業者が作成した文書は課税であるが、その文書を持っているのは国等となる。

エ 印紙税の課税標準と消費税等の関係

作成した契約書が課税文書である場合には印紙税額の計算を行うこととなるが、印紙税額の課税標準は当該契約書の記載金額となる。ここで、記載金額は、消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」という。）を含んだ額とされているが、下記①から③の文書については、消費税額等を区分して記載している場合、又は、税込価格及

び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合には、記載金額に消費税額等を含めないこととされている。

- ① 第1号文書(不動産の譲渡等に関する契約書)
- ② 第2号文書(請負に関する契約書)
- ③ 第17号文書(金銭又は有価証券の受取書)

なお、国税庁ホームページには「消費税額等を区分して記載している」場合の例示が次のように記載されている。

「消費税額等を区分して記載している」とは、例えば、以下のような記載方法をいいます(例示の消費税額等は標準税率10%が適用されるものとして記載しています。)

イ 請負金額 1,100万円(税抜価格 1,000万円 消費税額等 100万円)

ロ 請負金額 1,100万円(うち消費税額等 100万円)

ハ 請負金額 1,000万円 消費税額等 100万円 合計 1,100万円

(2) 神奈川県における契約の流れ

ア 契約事務の流れ

入札公告 → 開札 → (事後審査) → 落札決定 → 契約書締結

イ 監査の内容

(ア) 変更契約の概要

本庁舎等警備業務委託については、変更契約が3回行われており、その内容は次のとおりである。

	契約年月日	契約額 (3年合計)	変更内容	変更理由	印紙の 貼付状況
原契約	平成31年4月24日	69,148,080円 (204,664,320円)			100,000円
変更契約 (第1回)	令和元年9月6日	78,975円	<ul style="list-style-type: none"> ・元号表記 ・契約金額の増 ・仕様書の変更 ・支払額計算書の変更 	庁舎公開業務における委託警備員の勤務時間変更に伴う、契約金額等の変更を行うため。	200円
変更契約 (第2回)	令和元年9月30日	634,747円 (3,144,307円)	<ul style="list-style-type: none"> ・元号表記 ・契約金額の増 ・支払額計算書の変更 ・消費税等の税率改正 	消費税等の税率改正に伴う、契約金額等の変更を行うため。	1,000円
変更契約 (第3回)	令和2年3月30日	182,325円	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の減 ・変更支払額計算書の変更 	庁舎公開中止により庁舎公開業務の回数の減少に伴う、契約金額等の変更を行うため。	なし
令和元年度契約金額合計		69,679,477円			

(イ) 変更契約書の検討

元号表記や支払金額等の変更により、原契約の内容を変更することがあるが、これらの変更内容についての文書を作成した場合には作成した文書は「変更契約書」といい、変更契約書についても印紙税の課税文書に該当するか否かは、変更契約書に「重要な事項」が含まれているかどうかによることとなる。

重要な事項については、印紙税法基本通達別表第2に次のように規定されており、本契約における3回の変更契約は、すべて契約金額の変更が行われているため、課税文書になる。

【印紙税法基本通達別表第2】

12条《契約書の意義》、第17条《契約の内容の変更の意義等》、第18条《契約の内容の補充の意義等》及び第38条《追記又は付け込みの範囲》の「重要な事項」とは、おおむね次に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（それぞれの事項と密接に関連する事項を含む。）をいう。

4 第2号文書

(3) 契約金額

(ウ) 記載金額の検討

次に、変更契約書の記載金額についての検討が必要となるが、県が締結する契約については、契約書が作成されていることが明らかな場合を前提とすると、印紙税法別表第1課税物件の適用に関する通則に次のように規定されている。

【印紙税法別表第1課税物件表の適用に関する通則】

4 ニ 契約金額等の変更の事実を証すべき文書について、当該文書に係る契約についての変更前の契約金額等の記載のある文書が作成されていることが明らかであり、かつ、変更の事実を証すべき文書により変更金額（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等の差額に相当する金額をいう。以下同じ。）が記載されている場合（変更前の契約金額等と変更後の契約金額等が記載されていることにより変更金額を明らかにすることができる場合を含む。）には、当該変更金額が変更前の契約金額等を増加させるものであるときは、当該変更金額を当該文書の記載金額とし、当該変更金額が変更前の契約金額等を減少させるものであるときは、当該文書の記載金額の記載はないものとする。

これらを基準として、変更契約書の記載金額と印紙税額を計算すると、次のようになる。

回数	記載金額	印紙税額
第1回	78,975 円	200 円
第2回	3,144,307 円だが、記載金額はない	200 円
第3回	記載金額はない	200 円

(エ) 問題点

変更契約書（第2回）には1,000円の収入印紙が貼付されている。しかし、この変更契約は消費税額等の金額の変更であり、変更契約書に記載金額はあるものの、税率適用にあたっての記載金額はないこととなるため、契約金額の記載のない第2号文書に該当し、印紙税額は200円となる。よって、800円の過大納付である。また、変更契約書（第3回）には収入印紙の貼付はない。しかし、この変更契約は契約金額の記載のない第2号文書に該当し、印紙税額は200円である。よって、200円の不納付となる。

契約書への記名押印は、受注者が県庁に来庁し行われ総務室が確認をする。契約書

に貼付される印紙税は受注者の負担であるが、発注者と受注者は対等の立場に立って契約の締結を行う。入札者は企業努力によって経費を削減し入札を行い受注者となる。印紙税の納付額は少額ではあるが受注者にとっては経費である。県は適切な印紙税の納付の注意喚起等を行い、変更契約は最小限にとどめ、例外的な扱いとすること及び電子契約書の導入の検討を要望する。

(3) 指摘事項及び意見

(意見39) 契約書に貼付する収入印紙について

県は適切な印紙税の納付の注意喚起等を行い、変更契約は最小限にとどめることを要望する。

23 庁舎維持管理費負担金収入

(1) 事業の概要

ア 目的

本庁庁舎設備等の維持修繕を行い適正な県有財産の管理に要した金額を、庁舎に入庁している企業等に、庁舎使用に伴う庁舎維持管理費を負担させる。

イ 概要

神奈川県庁新庁舎に入庁している企業庁の庁舎使用に伴う庁舎維持管理費負担金及び神奈川県庁新庁舎に入庁している下水道課の庁舎使用に伴う庁舎維持管理費負担金について、「県庁舎利用等に係る経費負担に関する覚書」に基づき負担金を徴収する。

(2) 監査の内容

企業庁の庁舎使用に伴う庁舎維持管理費負担金について、算定方法・金額を確認したところ、令和2年2月28日に協議を神奈川県公営企業管理者企業庁長と行っていた。

企業庁の庁舎維持管理費負担金は、次のとおりである。

【企業庁の庁舎維持管理費負担金】 (単位：円)

		算定区分				
		知事室	庁舎管理課	施設整備課	総務局総務室	総額
負担金		3,503,000	29,848,145	345,081	1,348,944	35,045,170
四半期ごとの納入額	第1四半期	875,000	7,462,000	86,000	337,000	8,760,000
	第2四半期	875,000	7,462,000	86,000	337,000	8,760,000
	第3四半期	875,000	7,462,000	86,000	337,000	8,760,000
	第4四半期	878,000	7,462,145	87,081	337,944	8,765,170

企業庁の庁舎維持管理費負担金の算定内訳を確認したところ、次のとおりである。

【総務負担交付収入】 (令和2年度) (単位：円)

項目	知事室	庁舎管理課	施設整備課	総務局 総務室	総額
1 電気料		2,034,546			2,034,546
2 水道料		1,416,081			1,416,081
3 電話料				1,348,944	1,348,944
4 清掃料		3,139,383			3,139,383
5 ガス料		993,720			993,720
6 その他の維持費運営費	3,503,000	22,264,415	345,081		26,112,496
計	3,503,000	29,848,145	345,081	1,348,944	35,045,170

上記の1電気料、2水道料、3電話料の具体的金額の計算式は、次のとおりである。

【電気料金】

年間電気料金 (平成30年度実績) A	当該請求庁舎延床面積 (平成30年4月1日現在) B	企業庁使用床面積 (平成30年4月1日現在) C	電気料金 $A \div B \times C$
88,863,426円	76784.64m ²	1758.00m ²	2,034,546円

【水道料金】

新庁舎年間使用料 (平成30年度実績) A	新庁舎常勤職員数 (平成30年4月1日現在) B	企業庁常勤職員数 (平成30年4月1日現在) C	水道料 $A \div B \times C$
10,701,167円	1,262人	167人	1,416,081円

【電話料金】

年間電話料総合計 (除自動車・携帯) (平成30年度実績) A	現有電話台数 (平成30年4月1日現在) B	企業庁所属電話台数 (平成30年4月1日現在) C	電話料金 $A \div B \times C$
32,791,957円	3,379台	139台	1,348,944円

電気料、水道料、電話料の使用料については、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の実績の使用料を対象とし、按分計算の人数、面積、台数については平成30年4月1日の年度初めの数字を使用して計算している。

各使用料については、対象期間の実績を使用しているが、按分計算の人数、面積、台数は対象期間の変動を反映していない年度初めの数字を使用して計算している。

これは、企業庁及び下水道課との間で庁舎維持負担収入にかかる覚書において、「面積及び人数については積算年度の4月1日現在とする」という取り決めがなされているからである。

(3) 指摘事項及び意見

(意見40) 使用料負担金の計算根拠

使用料負担金の按分計算で使用する人数、面積、台数等は、年度初めの数字ではなく、対象期間の実績を反映している年度末の人数、面積、台数等を使用することを要望する。

年度始めの数字を使用して計算すると、年度中の増減が反映されない。年度中の増減が反映された年度末の数字を使用して負担金の按分計算することを要望する。

24 消費税法改正に伴う契約書の課題について

(1) 消費税法改正の概要

ア 改正の経緯

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法及び地方税法の一部を改正する法律」により、消費税法の一部が改正され、消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率」という。）を旧税率の8%から新税率の10%へ引き上げることとされた。引上げ施行日については、経済に与える影響等のリスクを回避するため数回延期され、最終的には令和元年10月1日に変更された。

イ 消費税率変更の影響

消費税率変更（引上げ）は国民の生活や経済、事業活動に大きな影響を与え、最も大きな影響の一つは、引上げによる納税負担の増加が挙げられる。具体的な経済活動としては、引上げ前の駆け込み需要や、引上げ直後の購買意欲の低下などの影響も現れる。

また、事業者の取引金額に着目すると、消費税等を含めた取引金額の総額が変更になるため、例えば、小売り販売価格の表示方法の変更や、契約金額の変更などが必要となる。この点については、県が行っている工事契約や業務委託契約についても同様の変更が必要になり、県は消費税率改正に伴う変更契約を行った。

（２） 消費税法改正による変更契約

ア 消費税率変更に伴う変更契約の可否

消費税率変更は会計年度の途中である10月1日が施行日とされたため、施行日の前に契約を締結する場合には、契約金額を8%あるいは10%のどちらで行うかの検討が必要となる。

また、役務提供のように施行日を跨いで課税資産の譲渡等が継続して行われる業務において、8%で契約した場合には、8%から10%への変更契約が必要となることもある。更に、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した一定の契約については旧税率が適される等の経過措置もあるため、長期継続契約等の既に発効している契約については、経過措置の対象となるか否かを判断し、変更契約を検討しなければならない。

契約書における消費税の記載方法についても、総額を書いて消費税額を内書きする方法や、本体価額と消費税額を別に記載する方法など、複数の記載方法が考えられ、実務上も複数のやり方が採用されている。

これらの条件を前提とすると、消費税率変更に伴う変更契約については、画一的な処理は考えにくいいため、県としてのルールを定め、その方針に沿って所管課で処理することになると考えられる。

イ 神奈川県への対応

県は、令和元年度の入札発注を行うにあたり、神奈川県財務規則の運用について第35条関係第4項により当時の現行税率である8%による入札事務等の取扱いを定めていた。

【神奈川県財務規則の運用について第35条関係第4項】

(入札執行伺) 関係

入札者が入札書を作成する際は、契約しようとする金額の108分の100の額を入札書に記載させることとし、契約金額は入札書に記載される書面上の金額にその8パーセントに相当する金額を上乗せしたものとする。

これにより、年度開始前の事前準備行為により入札公告を行う案件について分類ごとに整理し、事務の統一的な取扱いを定め、平成31年1月31日付総務局財政課長、会計局指導課長通知を行った。

以上の内容をふまえ、県は施行日以降に税率10%の適用を受けることが判明していた契約についても、入札金額に8%を上乗せした金額を総価として契約を行い、その後10月1日以降に課税資産の譲渡等が行われる案件については、変更契約を行った。

ウ 監査人による考察

県は施行日以降に税率10%の適用を受けることが判明していた契約についても、入札金額に8%を上乗せした金額を総価として契約を行い、その後10%に変更契約を行っているが、これは税率改正の施行日が過去2回延期されたことも影響していると考えられる。すなわち、まずは現行の税率である8%で契約事務を行い、直前での延期も想定しつつ、予定どおりの改正が行われた場合には変更契約を行うというやり方であった。

一方、令和元年10月1日を施行日とする法律は平成28年11月には公布されているため、予定どおりに行われることを前提とすると、4月から9月分については8%とし、10月から3月分を10%として税率改正を盛り込んでおく方法も考えられる。この場合には、予定どおりの改正が行われず、再度延期された場合には変更契約を行うことになる。

変更契約を行う場合には、追加の事務負担が県及び受託事業者の双方に発生し、印紙税の納付額に影響する場合もある。将来行われる消費税改正に備えるためにも、今回の税率変更事務について再確認されることを期待する。

第2章 施設整備課における本庁庁舎の維持管理

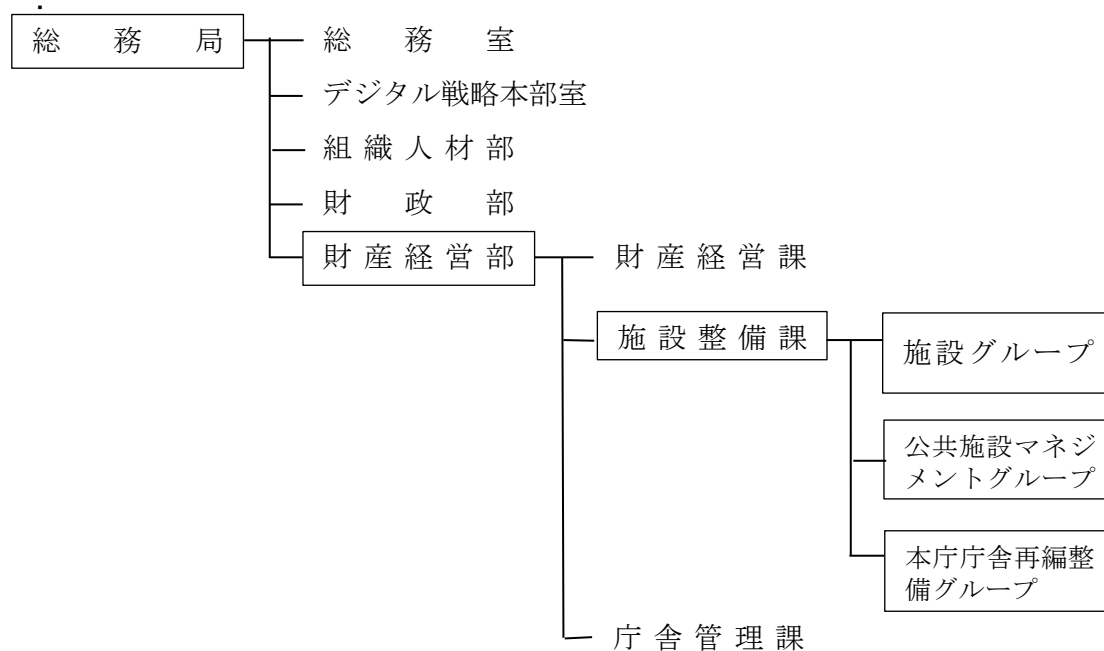
1 施設整備課の組織、分掌事務及び予算執行状況

(1) 概況

平成25年4月、行政組織規則の一部改正により、県有施設の整備及び管理に係る総合的企画及び調整、本庁庁舎の再編整備、県有施設の各所管繕工事等に関する事務を分掌するため、「施設グループ」及び「本庁庁舎再編整備グループ」の2グループをもって、施設整備課が新設された。

令和元年6月、行政組織の一部改正により、「公共施設マネジメントグループ」を設置し、3グループとなった。

(2) 組織（令和2年11月1日現在）



(3) 職員の配置状況及び分掌事務

県有施設の整備及び管理に係る総合的企画及び調整、本庁庁舎の再編整備、県有施設の各所営繕工事等に関する事務を分掌している。

(令和2年10月1日現在)

組織 (長の職名)	分 掌 事 務	職 員 数			
		事務職員	技術職員	会計年度任用職員	計
施設整備課長	課の総括に関すること。		1		1
副課長	課内事務の総合調整、課長の事務代理に関すること。	1			1
施設グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課内の人事、服務、予算編成、監査及び議会関係事務に関すること。 2. 県有施設建築計画検討会議の総合調整に関すること。 3. 県有施設長寿命化の推進に関すること。 4. 各所営繕工事に関すること。 5. エネルギーの使用の合理化等に関する法律の特定事業者業務に関すること。 6. 建築基準法に基づく県有施設の定期点検に関すること。 7. 本庁庁舎の営繕工事や定期点検に関すること。 	2	4	3	9
公共施設マネジメントグループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県有財産の有効活用に係る総合的企画及び調整に関すること。 2. 県有施設に係るファシリティマネジメントの推進に関すること。 3. PPP 及び PFI 事業に関すること。 	5	4		9
本庁庁舎再編整備グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本庁庁舎の再編整備に係る総合調整に関すること。 2. 本庁庁舎の耐震化・津波浸水対策工事に関すること。 3. 本庁所属の再配置計画に関すること。 4. 本庁舎の文化財調査、保存活用計画策定に関すること。 	1	4	1	6
合 計		9	13	4	26

(4) 令和元年度の予算執行状況

ア 歳入

(ア) 歳入統括表

(単位:円)

科目 (款項目)	当初予算額	調定額	収入済額
国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金	31,097,000	31,097,000	31,097,000
諸収入	2,734,000	9,899,026	9,899,026
負担交付収入 総務負担交付収入	2,734,000	8,710,552	8,710,552
雑入 雑入	0	1,188,474	1,188,474
計	33,831,000	40,996,026	40,996,026

イ 歳出

(ア) 歳出総括表

(単位:円)

科目 (款項目)	再配当に係る 支出計画額 予算現額	再配当に係る 支出計画額 支出済額	再配当に係る 支出計画額 翌年度繰越額	再配当に係る 支出計画額 不用額
総務費	(1,001,625,575)	(1,001,625,575)	(18,871,130)	(0)
総務管理費	5,589,708,849	2,994,106,365	2,405,472,861	190,129,623
	(25,643,766)	(25,643,766)	(0)	(0)
一般管理費	4,274,511,332	1,885,969,601	2,386,601,731	1,940,000
	(975,981,809)	(975,981,809)	(18,871,130)	(0)
財産管理費	1,315,197,517	1,108,136,764	18,871,130	188,189,623

(イ) 他課からの再配当に係る支出計画による執行分 (単位:円)

科目 (款項目)	再配当に係る 支出計画額	支出済額	備 考
総務費 総務管理費 一般管理費	11,292,204	11,292,204	人事課 非常勤職員報酬等 11,228,696 円 庁舎管理課 本庁舎等維持運営費 63,508 円

(5) 事務事業の実施状況

ア 県有施設建築計画検討会議

戦略的施設管理の考え方に基づいた県有施設の新築、修繕等を計画的かつ効率的に推進するため、技術的、財政的視点から部局横断的な検討を行った。

イ 県有施設の長寿命化対策及び各所営繕工事

(ア) 県有施設の長寿命化対策

「神奈川県県有施設長寿命化指針」(平成14年12月)に基づき、県有施設の劣化に対して、予防保全の考え方から計画修繕工事を行い、施設の性能を維持し県有施設の長寿命化及びライフサイクルコストの削減を図った。

計画修繕工事は、平成15年度の導入時点で建築後30年未満の建物等を対象に、5ヵ年の修繕実施計画を作成し、計画的かつ効率的に実施している。

(イ) 各所営繕工事

県有財産の営繕工事について各財産管理者からの要望を受け、維持管理上の必要性等を判断するとともに、工事手法の調整、設計金額の審査等を行い、県有財産の適正な維持管理に努めた。

(ウ) 県有建築物等定期点検委託

建築物を適正に維持保全するため、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づき、建築物の敷地及び構造、建築設備等(昇降機を除く)及び防火設備について、損傷、腐食その他の劣化の点検を、専門家への委託により実施し、常時適法な状態に維持するための情報を得た。点検結果については、施設の修繕に反映させることとした。

ウ 本庁庁舎の地震・津波浸水対策

「本庁庁舎耐震対策基本構想」（平成 25 年 2 月）に基づき、本庁庁舎の地震・津波浸水対策のため、分庁舎の新築工事 3 件を引き続き実施している。

2 分庁舎新築工事工事監理業務委託

(1) 事業の概要

ア 目的

本庁庁舎の大規模地震に対する耐震対策及び津波対策に取り組むことにより、適切な県有財産の管理に努める。

イ 概要

本庁庁舎の大規模地震に対する耐震対策及び津波対策のため、分庁舎の除却及び新築工事の監理業務を行う。

(2) 監査の内容

分庁舎新築工事工事監理業務委託に関する平成 29 年 3 月 10 日に締結した当初契約の概要は、次のとおりである。

委 託 先	株式会社A
委 託 概 要	分庁舎新築工事工事監理業務
契 約 額	当初契約額 75,600,000 円 (うち、消費税及び地方消費税 5,600,000 円)
履 行 期 間	契約日から工事完了の日まで
契 約 方 式	一者随意契約

その後、平成 30 年 11 月 8 日に神奈川県と株式会社Aは、対象工事の工期の延伸等に伴う変更のため、分庁舎新築工事工事監理業務委託の一部を変更する契約を次のとおり締結した。

委 託 先	株式会社A
委 託 概 要	分庁舎新築工事工事監理業務
契 約 額	変更後契約額 98,392,320 円 (うち、消費税及び地方消費税 7,288,320 円)
履 行 期 間	契約日から工事完了の日まで
契 約 方 式	一者随意契約

契約額の変更は 75,600,000 円から 98,392,320 円に、22,792,320 円、約 30.14%増加している。

変更契約書には、変更内容についての記載はない。平成 30 年 11 月 15 日の施設整備課の決裁書類には「分庁舎新築工事の工期末が平成 32 年 9 月 30 日へ変更されたため」と変更理由が記載されている。

平成 29 年 3 月 10 日に締結した原契約に係る契約書は、履行期間が契約日から工事完了の日までとなっており、建築工事の工期が変更になった場合でも、工事監理業務委託契約の履行期間は変更を要さない。

監理業務の積算根拠においては、工期を考慮していないことからすると工期の延伸に関しての契約金額を増加することはできない。

契約変更の内容についての資料を確認したところ、次の内容が判明した。

【監理業務の追加業務に係る業務人・時間数の内容】

- ・告示 15 号により算定された一般監理業務
用途と規模で決まるため、変更できない。
- ・追加業務 完成図の確認業務（積算要領により算定したもの）
算定したものに規定された率を乗じて算出するため、変更できない。
- ① 追加業務 重点監理 杭工事から完成まで（月 22 人）
現場への常駐は求めないが、常時、県及び工事施工者等との連絡調整や速やかな現場対応を行えるように、杭工事が始まるころから工期末まで、最低限、1 日 1 名は本業務に従事できるようにする。当初より計上していたが、月数を変更する。（当初は 20.5 月）
- ② 追加業務 重点監理（構造） 杭工事期間中と躯体工事期間中（月 4 人）
本建物は、特別な構造性能評定に基づき大臣認定を受けた免震建築物であるため、構造躯体に係る現場での確認や検査等が通常よりも必要となることから、当初より計上していたが、月数を変更する。（当初は 7.5 月）

③ 追加業務 重点監理 契約から杭工事開始まで（月 4 人）

契約から杭工事が始まるまでに、既存建物の地下躯体の解体工事等を行う中で発生した想定外の地中障害物等に対応するための工法及び施工手順の変更に係る検討に基づき、工期の精査を行ったため、週 1 人ずつ計上する。

④ 追加業務 定例会議不足分

県の本庁庁舎の新築工事であり、安全かつ適切な工事を行うために、関係者間の情報共有や調整を確実に実施する必要があることから、工事期間中は毎週 1 回の定例に建築、電気、機械の担当者、月 1 回の定例に管理技術者等、監理業務を統括できる者の出席を確保する。

⑤ 追加業務 開港資料館塀の変更に伴う調整・対応（5ヶ月×4人）

平成 29 年 9 月頃より検討せざるを得なかった業務について計上する。

告示 15 号に準じた積算は、用途と規模で決まるため、工期の延伸を考慮しての変更はできない。したがって、原則、工期の変更に伴う契約金額の増加はできない。

上記の⑤の追加業務は、開港資料館塀の変更に伴う調整・対応で、新たな監理業務であり、金額増加の理由となる。

しかしながら、上記①及び②の追加業務については、「当初より計上していたが、月数を変更する。」、③の追加業務については、「工期の精査を行ったため、週 1 人ずつ計上する。」、④の追加業務については、「毎週 1 回の定例に建築、電気、機械の担当者、月 1 回の定例に管理技術者等、監理業務を統括できる者の出席を確保する。」と当初から予定した会議の回数を増やしている。いずれの変更理由も、用途と規模とは関係ない工期の延伸に伴う人員の増加を変更契約の理由としている。

したがって、工期の延伸を変更契約の理由とする変更契約は、適当ではない。

また、工期の延伸に関係しない重点管理が必要であれば、その具体的な内容を明確にする必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(意見 41) 工期の延伸に伴う監理業務委託料の増額

神奈川県は、分庁舎新築工事の工事監理業務委託について、積算根拠には工期を考慮していないこととなっており、工期の延伸により委託金額を増加する変更契約書は適当ではない。工期の延伸に起因する監理業務量の増加を抑制するため、監理業務の方法等を工夫するよう要望する。

3 本庁舎5階財産経営課分室パーティーション新設工事

(1) 事業概要

ア 目的

本庁舎設備等の維持修繕を行い、適正な県有財産の管理に努める。

イ 概要

本庁舎5階財産経営課分室のパーティーション新設工事の実施。

(2) 監査の内容

ア 施設整備課の事務及び庁舎等維持修繕工事の概要

施設整備課は、県有財産の整備及び管理に係る総合的企画及び調整、本庁舎の再整備並びに県有施設の各所管繕工事に関する事務を分掌している。

イ 庁舎等維持修繕の検討

本庁舎5階財産経営課分のパーティーション新設工事

当該工事は、「平成31年度の組織再編」による執務室のレイアウト変更に伴うパーティーションの新設工事である。

次の【工事概要】のとおり、事務室と事務室の間を区分する目的で設置されたパーティーション工事であり、新たに建物（財産経営課の分室）に取り付けられたものであり、既存のパーティーションの改修工事ではない。

【工事概要】

(単位:円)

工事執行課	契約日	完成日	件名	契約額	契約方法
施設整備課	1. 5. 10	1. 6. 16	本庁舎5階財産経営課分室のパーティーション新設工事	387,720	随意契約

ウ 庁舎等維持修繕の会計処理の問題

(ア) 資本的支出の考え方と総務省の示す地方公会計の基準

会計上、資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その資産の耐用年数延長又は資産価値増加をもたらす支出は資本的支出として取得原価に含まれる。一方で、維持修理及び損壊した場合の原状回復のための支出は修繕費として処理される。

神奈川県においても、平成29年度から総務省の示す統一的な基準に基づき、地方公

会計制度を導入しており、次の「統一的な基準による地方公会計マニュアル（抜粋）」のとおり、修繕費の定義として、「通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状回復をするために要したと認められる部分の金額」と規定している。

【統一的な基準による地方公会計マニュアル（抜粋）】

3 資本的支出と修繕費の区分

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。

「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等の概ね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その場合には、その旨を注記します。

41. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

【法人税基本通達による資本的支出と修繕費の区分】

区分	内 容	
資本的支出	定義	固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額
	例	<p>(1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額</p> <p>(2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額</p> <p>(3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額</p> <p>(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。</p>
修繕費	定義	通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額
	例	<p>(1) 建物の移えい又は解体移築をした場合（移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。）におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。</p> <p>(2) 機械装置の移設に要した費用（解体費を含む。）の額</p> <p>(3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。</p> <p>イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合</p> <p>ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合</p> <p>ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合</p> <p>(4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。</p> <p>(5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額</p>

(イ) 本庁舎5階財産経営課分室のパーティション新設工事の会計処理の検討
 神奈川県が、会計処理の基準として作成している仕訳変換区分表(支出)によれば、「(節) 需用費(細節) 修理代」に該当する場合で、「(支出の内容) 建物に付属する設備等の修理代」は「需用費(施設等修理代)」として会計処理することと定めている。

令和元年度の上記イの(ア)の本庁舎5階財産経営課分室のパーティション新設工事については、「需用費(施設等修理代)」として経理処理している。

しかしながら、当該工事は既存のパーティションの改修工事ではなく、事務室と事務室の間を区分するための新たなパーティション設置工事であることから、通常の維持管理又は原状回復をするための修繕工事には該当しない。

したがって、本来であれば仕訳変換区分表(支出)の「(節) 需用費(細節) 工事代(100万円以下)」の「支出の内容」が「100万円以下の工事で建物、付帯設備、工作物等のうち事業用資産新設工事代」で、「(仕訳変換区分) BS 事業用資産」に該当することから、財産管理されるべき資産である事業用資産として、固定資産台帳に計上すべきである。

【仕訳変換区分表(支出)(抜粋)】

節(名称)	細節(名称)	支出の内容	仕訳変換区分
需用費	修理代	建物に付属する設備等の修理代	需用費 (施設等修理代)
需用費	工事代 (100万円以下)	100万円以下の工事で建物、付帯設備、工作物等のうち事業用資産新設工事代	BS 事業用資産

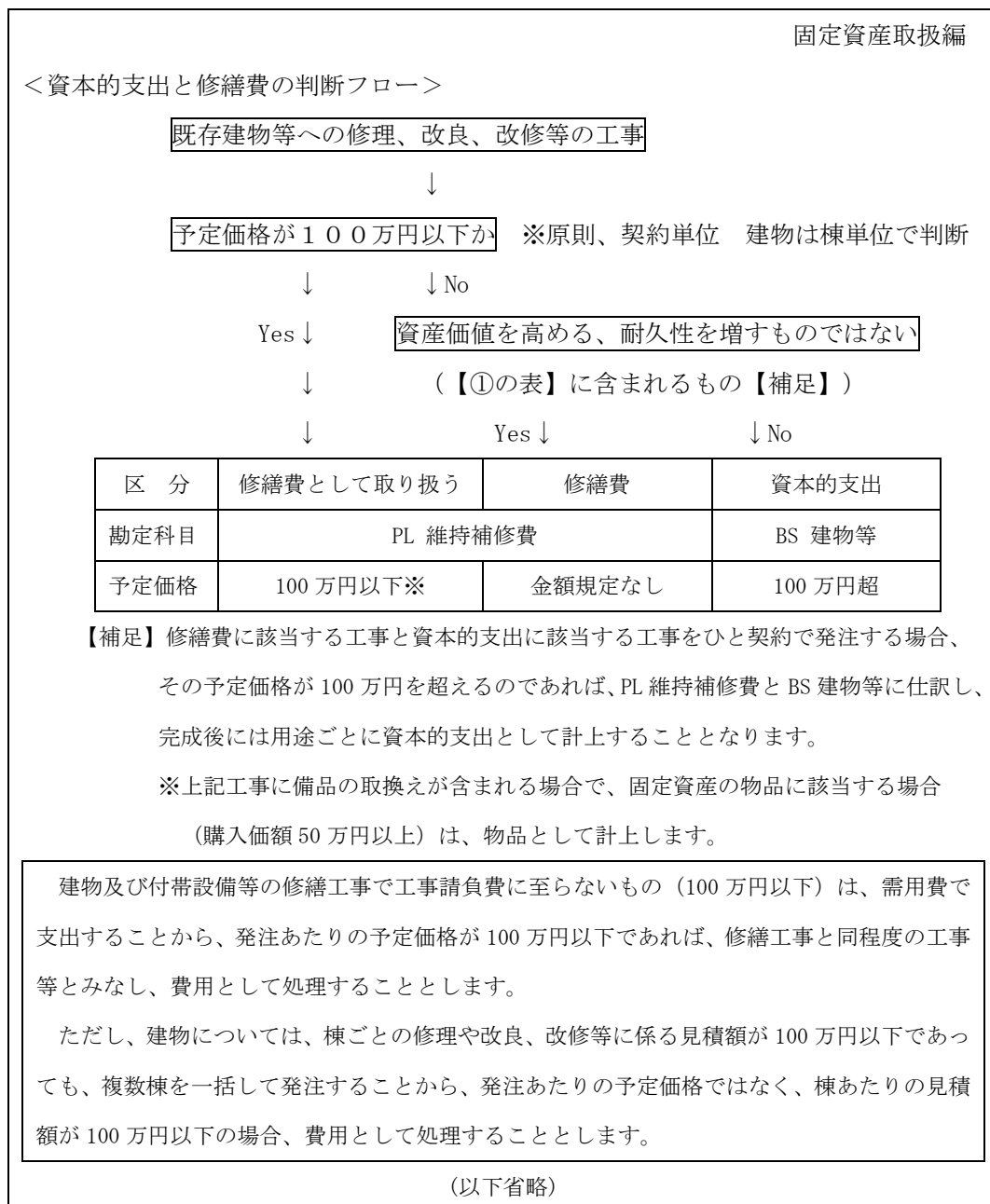
なお、神奈川県においては、固定資産取扱要領(用語の定義)第3条(30)で、資本的支出について、「資産の修理、改良等を行うことにより、資産価値を高め又はその耐久性を増すことが認められる支出をいう。ただし、修理や改良等に係る予定価格が100万円以下のものを除く。」と定めており、次の「地方公会計マニュアル(固定資産取扱編)総務局財産経営部財産経営課(概要図)」のとおり、独自の基準を設けている。

既存建物への修理、改良、改修等の工事に係る予定価格が100万円以下の場合には「修繕費」として扱い、100万円を超える場合、資産の価値を高め、耐久性を増すものは「資本的支出」、それ以外は「修繕費」として処理することとしている。

しかし、そもそもこの金額基準は、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」にある、資本的支出と修繕費の区分が不明な場合に法人税基本通達にある金額基準を援

用し、金額のみ独自に決めたものであるから、基本はまず資本的支出であることがあきらかであればこの取扱いから除外することが合理的である。

【地方公会計マニュアル(固定資産取扱編)総務局財産経営部財産経営課(概要図)】



担当課に確認したところ、「地方公会計マニュアル(固定資産取扱編)」においては、「予定価格が100万円以下(建物は棟あたり)の修理、改良、改修等」は、費用(修

繕費)としており、今回の工事は100万円以下であるため、資本的支出と修繕費の区分が不明か否かにかかわらず対象建物の資本的支出として捉えず、修繕費として捉えます。」との回答を得ている。

しかしながら、本庁舎5階財産経営課分室のパーティション新設工事は、工事内容及び工事件名から判断すると、「地方公会計マニュアル(固定資産取扱編)」で建物の資本的支出の具体例の一つとして記載している「間仕切り壁の設置工事」に該当する。

県は、県のマニュアルや取扱要領に沿った処理をしているから問題はなく、指摘される理由はないと回答するが、会計理論上、また多くの納税者が従っている税務上の取扱いにすべきであることを監査人より合理性をもって指摘しているのであるから、県民と同じ目線に立って会計処理ができるよう努力をすべきであり、県は該当のマニュアルや取扱要領をこれらの観点から検証し、改定する必要がある。

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項3) パーティション新設工事の固定資産台帳への計上

本庁舎5階財産経営課分室のパーティション新設工事は、事務室と事務室の間を区分するための新たなパーティション設置工事であることから、固定資産の取得に該当する。

したがって、当該新設工事は「(仕訳変換区分)需用費(施設等修理代)」として会計処理するのではなく、「(仕訳変換区分)BS事業用資産」として当該工事の支出額を固定資産台帳に計上するとともに、県は、内部のマニュアルや取扱要領を、誤解を招かないように改定する必要がある。

4 議員控室改修工事

(1) 事業概要

ア 目的

本庁舎整備等の維持修繕を行い、適正な県有財産の管理に努める。

イ 概要

県議会議員の改選による各会派の議員数変動に伴う議員控室の整備の実施。

(2) 監査の内容

ア 県議会議員控室の改修工事の概要

神奈川県では、県議会議員改選期において、各会派に応じた議員控室の整備を実施している。

具体的には、県議会議員選挙の度に各会派の議員構成が変更になることから、議員控室の改修工事を行っているが、工事内容は、壁を壊し一から作り直すなど、一定規模以上の工事となっている。

なお、令和元年度の議員控室の改修工事の概要は、次のとおりである。

【工事概要】 (単位：円)

契約日	工事内容	契約先	契約額	工期	契約方式
1. 9. 24	議員控室改修工事	(株)A	25, 957, 800	1. 9. 24～. 11. 19	一般競争入札

イ 改修工事に係る修繕費の検討

令和元年度の議員控室の改修工事に係る修繕費は、平成27年度の同修繕費の約31%であり、大幅に減少しているものの、依然として多額の修繕費が計上されている。

施設整備課の予算担当者の説明によると、「平成27年度ベースではあるが、ヒアリングを行ったいくつかの都道府県の中では、神奈川県の修繕費は東京に次いで高額。」とのことであり、平成27年度及び令和元年度の議員控室の修繕費(設計・監理を含む)は、次のとおりである。

【議員控室の修繕費の比較】 (単位：円)

年度	金額
平成27年度	97, 439, 600
令和元年度	30, 217, 300

当該改修工事は、議員控室改修工事の図面によると、天井・壁の撤去工事、器具・配線の撤去工事も実施されており、工事期間も数か月を予定した大掛かりな改修工事であった。

しかしながら、県議会議員の改選は4年に一度実施され、その都度多額の修繕費が支出されることが想定される。今後は、改選時の議員控室の改修工事について、費用負担の軽減や工期短縮のために、今以上に改修工事の工夫及び工事規模の縮小化が必要である。

したがって、改修工事では、可動式の間仕切り又は簡易間仕切りを使用するなど創

意工夫をし、必要と認められる最小限の改修工事を実施するなど、さらに予算を縮減するような改善が望まれる。

ウ 改修工事に係る変更契約の問題

当該工事の工事期限は、令和元年11月19日であったが、主要な材料の納品の遅れから、工事期限には間に合わなかった。そこで、工事期限を延長するための「工事請負変更契約書」を締結し、工事期限を令和元年12月26日とした。

施設整備課の担当者の説明及び現場代理人から監督員に提出される「工事打合せ簿」によると、工事完成日は令和元年12月23日と認められる。

また、同日、議員会派の一つである「大志会」の控室に取り付けられた扉（鋼製建具 H2100mm）が当初予定していた扉（H2000mm）と異なることが判明した。

その後、当初予定の扉（H2000mm）の納品を待ち、工事を再開する予定であったが、特注品であったことから、納品が間に合わず、工事期限の変更を工事請負変更契約（第3回）及び工事請負変更契約（第4回）と繰り返し締結したが、令和元年度の工事完了には間に合わないことが明らかになり、令和2年3月30日を完成検査年月日とした。

なお、受注先との間で締結した工事請負変更契約の経過は、次の表のとおりである。

【工事請負契約書変更の推移】

（単位：円）

工事請負契約書の種類	契約年月日	工事期限	契約額	その他
工事請負契約書	1. 9. 24	1. 11. 19	25,957,800	—
工事請負変更契約書	1. 11. 19	1. 12. 26	変更なし	—
工事請負変更契約書(第2回)	1. 12. 6	1. 12. 26	変更なし	前払金等変更
工事請負変更契約書(第3回)	1. 12. 26	1. 3. 16	変更なし	—
工事請負変更契約書(第4回)	2. 3. 16	2. 3. 31	変更なし	—
工事請負変更契約書(第5回)	2. 3. 27	2. 3. 31	25,925,900	—

以上のことから、工事期限である令和元年11月19日までに改修工事が完成しなかったことについて、主要な材料の納品の遅れによるものであり、発注者である神奈川県に帰すべき理由はない。

さらに、工事請負変更契約書（第3回）の工事期限及び工事請負変更契約書（第4回）の工事期限の延長のための変更契約については、既に設置された扉（鋼製建具 H2100mm）を当初予定していた扉（H2000mm）に取り替えるために行われた工事変更契約である。

したがって、工事請負変更契約書（第3回）以降の変更契約についても、発注者である神奈川県に責めに帰すべき理由はない。

当初の工期は令和元年9月24日から令和元年11月19日までの57日間、第5回までの変更後の工期は令和元年11月20日から令和2年3月31日までの133日間と当初の工期の2倍以上の工期変更を行っている。

エ 改修工事の遅延による損害金等の検討

上記ウの問題から、当該工事の工事期限は令和元年11月19日であるが、工事完成日は令和元年12月23日であることから、工事請負変更契約を実施しなかった場合は、当該工事の施工業者である(株)Aは、工期内に工事を完了することができなかったことになる。

工事請負契約において、工事期限内に工事が完成しない場合、神奈川県公共工事標準請負契約約款の（総則）第38条（部分引き渡し）及び第45条（履行遅滞の場合における損害金等）は、次のとおり定めている。

なお、工事完成が遅延したことについて、発注者である神奈川県には責めに帰すべき事由はない。

【神奈川県公共工事標準請負契約約款】（抜粋）

（部分引渡し）

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2（以下省略）

（履行遅滞の場合における損害金等）

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3（以下省略）

以上のことから、工事請負変更契約を締結しなかった場合、神奈川県は受注者に対し、上記約款第 45 条の規定に基づき、工事遅延における損害金等として、次のとおり 65,285 円を請求することが可能であった。

【損害賠償金の算出表】 (単位：円)

請負代金	部分引渡しを受けた部分	遅延日数	利率(年%)	計算式	賠償金
25,957,800	0	34	2.7	$(25,957,800 - 0) \times 34/365 \times 2.7\%$	65,285

オ 令和 2 年度の議員控室の扉改修工事の妥当性

令和元年度の議員控室改修工事は、令和 2 年 3 月 30 日に完成した。

その後、令和 2 年度において、既存の扉 (H2100mm) を撤去し、当初予定の扉 (H2000mm) を設置する工事を行い、令和 2 年 8 月 24 日に完成した。

しかしながら、現在の扉 (H2100mm) は扉自体の機能には全く問題なく、損傷も見られず、また、取り付け後 1 年未満であることから、既に設置された扉 (H2100mm) を撤去してまで当初予定の扉 (H2000mm) を設置し、令和 2 年度予算で扉改修工事を執行する必要性はない。

なお、令和 2 年度の改修工事の内容は、次のとおりである。

【令和 2 年度の工事概要】 (単位：円)

契約日	工事内容	契約先	契約額	契約方式
2. 5. 12	新庁舎 7 階廊下軽量鉄扉改修工事	株 A	345,090	随意契約

(3) 指摘事項及び意見

(指摘事項 4) 令和 2 年度の議員控室の扉改修工事の妥当性

修繕工事とは、周期的な補修又は臨時的に破損した箇所の維持管理のために原状回復をするための工事である。令和 2 年度の議員控室の扉改修工事は、補修等の必要がない扉を新たな扉に取り替える修繕工事で、不必要な工事である。

今後、必要のない工事が行われぬよう強く望む。

(意見 42) 議員控室の改修工事に係る工事遅延の防止

議員控室の改修工事の完成が遅延したことについて、発注者である神奈川県には責めに帰すべき事由はない。

議員控室の改修工事は、当初の工事期限である令和元年11月19日までに工事が完成されなかったことから、工事請負変更契約を締結しなかった場合は、同契約に適用される「神奈川県公共工事標準請負契約約款の（総則）第45条（履行遅滞の場合における損害金等）」の定めにより、神奈川県は受注先業者に対し、65,285円の損害金等を請求することも可能であった。損害金等を請求することが目的ではないが、このような問題が発生することも視野に入れた上で、当初の57日間の工期から変更後の工期が当初の倍以上の133日となるような変更がないよう、今後は、適切な進捗管理の実施により、工事遅延の防止に努めることを要望する。

（意見43）議員控室の改修工事費用の縮減

令和元年度の議員控室の改修工事の修繕費は、平成27年度と比べ大幅に減少しているものの、依然として多額の予算が使われている。

したがって、県は、費用負担の軽減や工期短縮のために、できる限り可動式の間仕切り又は簡易間仕切りを使用するなどして、控室の合理化及び工事規模の縮小、工事の監理体制などについて、改善を図ることを要望する。

5 タクシーチケットの保有と管理

（1）事業の概要

ア 目的

天災発生時の緊急業務の発生、通常業務が深夜になる場合、県有施設が駅から遠くバスなどの本数も少ない場合など、公共交通機関などが利用できない場合に、タクシーチケットを使用してタクシーを利用する。

イ 概要

タクシーチケットを日常から保管、管理、使用する場合、その受払の記録、残額の管理までを適切に行う。

（2）監査の内容

ア タクシーチケットの保管管理状況及び利用基準の検討

（ア）保管管理の問題

施設整備課の前年度「執行伺票 使用料及び賃借料」の個別フォルダ内に他の決裁

書類と共にタクシーチケットが保管されていた。タクシーチケットは納品書と共にクリアファイルに収められており、A社発行 50 枚綴りの普通券で全てが未使用のものであった。タクシーチケットが管理簿もなく、他の書類と共に保管されていた事は問題である。担当課に確認したところ、「関係書類とともにキャビネット内に保管した」との回答であり、その後速やかに担当者に引上げられ個別に保管管理された。

券面は次のとおりである。

【タクシーチケット（抜粋）】

KNo.348401		K No. 348401		契約番号		1	—
		9					
月 日	年 月 日	A社タクシー乗車券			無線番号		
お客様					乗務員名		
料 金		年 月 日 時 分	料 金	万 千 百 拾			
号 車		お客様サイン 様					
摘 要		経 路 →		駐車料 通行料			
		→		合 計			
		発行者					
		A社タクシー事業部					

金券と同様であるタクシーチケットの管理簿に関する規程はなかった。

(イ) 利用基準

タクシーチケットの利用に関する基準等の書類はないことから、本庁舎管理業務でも使用できる状態にある。

タクシーチケットはやむを得ない場合で使用するなど限定的に使用するもので、本庁舎管理業務では使用しない、例えば県有施設の管理で駅から遠くバスなどの本数も少ない場合などに主に使用するなどの利用基準となる規程等を作成する必要がある。

(ウ) 必要性の見直し

キャビネット内クリアファイルにタクシーチケットと共に入っていた納品書の内容は次のとおりである。

【納品書記載内容（抜粋）】

納品先	神奈川県	総務局財産経営部	施設整備課
納品元	A社		
納品書No.	8308	納品日	平成31年3月28日
品名	A社タクシー乗車券	コードNo.	1-9
	チケットNo.	K348401~348450	普通券1冊

タクシーチケットの納品日は平成31年3月28日であり、包括外部監査の往査日である令和2年9月まで約1年6月間未使用であったため、担当課にタクシーチケットの使用頻度を確認したところ、「ここ数年は使用していない」との回答であった。

(3) 指摘事項及び意見

(意見44) タクシーチケットの保管・管理・運用の適正化及び利用基準の作成

タクシーチケットは盗難、紛失、不正使用が考えられるため適切な保管管理を行うことを要望する。

今回、タクシーチケットは未使用であったために使用に関する記録はなかったが、適切な保管管理のためには、タクシーチケットの受払についていつでも記録できるよう、受払記録簿を作成しておくことが重要である。そこに、管理者、使用者の氏名、使用用途、使用したタクシーチケットのナンバー、金額等の適切な記録を行うなどの方法を検討することを要望する。

なお、受払記録簿の整備については、担当課との受払記録簿の整備に関する意見交換後に整備された。

また、タクシーチケットは限定的に使用されるものであり、利用基準となる規程等を作成し不正使用を防止することを要望する。

【補足～所感として】

今回監査対象とした庁舎管理課と施設整備課は、各所の財産管理者から依頼を受けて業務を行うケースが多い。その中で、県としての考え方の中で調整を行って管理を行っていく。よって、その考え方や内部での管理方法は、本庁庁舎以外に対してどのように行われているか、広く確認することで把握できるものもある。

今回は、対象となる財産は本庁庁舎ということで監査を行っているが、それ以外で見られたケースを、施設整備課を中心に若干補足として説明する。

1 施設整備課の分掌事務と本庁庁舎の維持管理に関する財務事務との関係

施設整備課の分掌事務は、県有施設の整備及び管理に係る総合的企画及び調整、本庁庁舎の再編整備、県有施設の各所営繕工事等に関する事務である。

これらは、戦略的施設管理の考え方に基づき、部局横断的に計画を検討した上で修繕工事を行っていくことで、県有施設の性能の維持、長寿命化及びライフサイクルコストの削減を図る事務である。その上で、各所営繕については、各財産管理者からの要望を受け、維持管理上の必要性等を判断するとともに、工事手法の調整、設計金額の審査等を行う事務である。

よって、本年度の包括外部監査の対象としている「本庁庁舎の維持管理に関する財務事務」は、これらの事務を進める考え方や方法を広く監査することによって、初めてその妥当性を評価できると判断した。実際、財産管理者が本庁庁舎以外の場合も、本庁舎の施設管理課において各種書類の確認及び担当者からのヒアリングも可能であった。

以下、財産管理者は本庁庁舎には属さないが、本庁庁舎の維持管理に関する財務事務の評価、また総合的、部局横断的に事務を行う施設整備課に対する若干の改善提案となることを期待し、施設整備課の分掌事務全般にわたり、印象として記述する。

2 工事結果報告書の添付書類

県有施設各所より維持管理、交換修理等工事に関する必要な予算額（再配当額）の要求（申請）を受け、施設整備課はその内容を確認した上で再配当を行う。再配当された県有施設各所はその再配当に基づき工事を執行し、工事完了後、工事結果報告書にて施設整備課に完了報告を行う。

しかし、県有施設各所より提出された工事結果報告書に写真の添付は必須とされるが、執行金額確認の添付書類として、契約書、請求書、見積書、請書等のいずれか又

は複数と統一されていなかった。このため、金額、内容が確認できないケースが散見された。

予算を再配当したあとの結果確認は重要であり、まずは必要書類の添付について統一化を図り、その上で工事完了後の確認を確実に行うことが望まれる。

3 県有施設長寿命化対策費による計画修繕工事

計画修繕工事は、対象を5グループに分け、それぞれ劣化診断を行い5カ年の修繕計画を作成し実施している。令和元年度は、引き続き全グループの計画修繕工事を実施するとともに、第2グループの2次劣化診断を行った。また、県有施設の維持管理や将来コストに関する情報をデータベース化し、「見える化」することでファシリティマネジメントの推進を図っている。

県有施設長寿命化対策費による計画修繕工事は県有施設予防保全、維持のための重要な工事であり、再配当された県有施設各所は再配当に基づき工事を執行するが、管理課によっては、業者の選定、見積り金額の確認、工期等について不慣れな課があり、修繕工事の未執行、規模の縮小、予算額の超過などが生じている。

県有施設の劣化に対して、予防保全の考え方から、計画修繕工事を着実に実施していることから、修繕工事の未執行、規模の縮小、予算額の超過がないよう、再配当先を指導することが望まれる。

4 県有財産各所営繕費における修繕工事

工事設計業務委託及び外壁改修工事に関しては、外部に発注していることを確認できたが、監理業務については、外部に発注することなく、担当課が自ら監理業務を実施している工事があった。

工事設計業務委託において、当初より監理業務について、設計業務と同一年度に随意契約により契約する予定であるものについては、設計業務と監理業務を別々に契約することなく、一括の設計業務、監理業務として入札等で業者を選定することが望まれる。

5 県有建築物等定期点検業務委託

建築物を適正に維持保全するため、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定に基づき、建築物の敷地及び構造、特定建築設備等について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検実施する業務について、平成29年度までは地区を分けることなく県内の県

有建築物等定期点検業務委託を一括で委託していたが、平成 30 年度より 5 地区に区分して、県有建築物等定期点検業務を行っている。

平成 29 年度は一括で委託していたため 37 者の入札参加者であったが、平成 30 年度からは業者が複数の地区の入札に参加が可能となった。

5 地区に区分して実施した結果について、入札業者参加者数、落札率、入札の公平性などを検討し、地区を分けたメリットがあるかどうか、検討することが望まれる。

6 負担金収入

県有財産の保全に必要な営繕工事を実施に要した金額で、神奈川県と法人が区分所有している施設の復旧工事に要する費用の負担に関して、工事等に要した費用に一定割合を乗じた額をそれぞれ負担し、神奈川県が徴収するのが負担金収入である。

負担金の歳入にかかる納付期限については、特に定まっておらず、工事完成日の 2 か月以内から 6 か月以上までとまちまちである。

神奈川県が工事費の精算後、年度末までに調定し発行する納入通知書に基づき、相手方に調整日より 20 日以内に納付するよう指導することが望まれる。